



すおうおおしま 男女共同 参画プラン

～周防大島町男女共同参画基本計画～

令和8年3月
周防大島町





はじめに

本町では、平成 18 年 3 月に「すおうおおしま男女共同参画プラン（周防大島町男女共同参画基本計画）」を策定し、住民一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく輝く社会の実現を目指し、家庭や地域、職場、学校等における男女共同参画に関する施策の推進に取り組んでまいりました。

一方で、社会全体に目を向けると、人口減少や少子高齢化が進み、多様な背景や価値観を持つ人々が共存する時代へと変化しています。また、性別や世代、ライフスタイルに関わらず、それぞれの違いを認め合い、誰もがその個性や能力を發揮できる社会を築く必要性はますます高まっています。

男女共同参画の取組は、こうした社会の変化や課題に対応し、より良い地域社会を築くために欠かせない取組です。「ともに輝き、みんなが活躍するまち」を目指す中で、男女共同参画の意識が日々の生活の中にしっかりと根付いていくことが、地域全体の活力を高める鍵になると考えています。

このたび、国の動向や社会情勢の変化、そして住民意識調査の結果等を基に、令和 8 年度からの「すおうおおしま男女共同参画プラン（周防大島町男女共同参画基本計画）」を策定いたしました。この計画では、現代社会の課題に対応しながら、一人ひとりがそれぞれの個性を發揮し、輝ける環境を築くための施策を盛り込んでいます。

「誰かの思いやりに気づく」、「感謝の気持ちを伝える」という日常の中での小さな積み重ねを、一人ひとりが意識し行動することで、地域は確実に変化していきます。その輪が広がれば、地域社会のさまざまな場面で希望が生まれると信じています。

男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけでは決して成しえるものではありません。町民の皆様、関係団体、事業者等、多くの方々と力を合わせ、「ともに輝き、みんなが活躍するまち」の実現に向けてまちづくりを進めてまいりますので、本計画へのさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました周防大島町男女共同参画審議会の皆様や、住民意識調査にご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和 8 年 3 月

周防大島町長 藤 本 淨 孝



目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨…………… 3
- 2 計画の位置付け…………… 4
- 3 計画の期間…………… 4
- 4 令和3年度以降の国・県の主な動向…………… 5

第2章 周防大島町の現状

- 1 人口の減少…………… 11
- 2 少子高齢化の進展…………… 13
- 3 家族形態の多様化…………… 14
- 4 女性の労働力の状況…………… 17
- 5 本町の男女共同参画を推進するためのこれまでの取組…………… 18

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念…………… 23
- 2 基本目標…………… 24
- 3 計画の体系…………… 26

第4章 計画の取組

- 基本目標1 あらゆる分野における男女の活躍の推進…………… 31
 - 重点項目1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大…………… 31
 - 重点項目2 ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍の推進…………… 35
 - 重点項目3 家庭生活における男女共同参画の推進…………… 40
 - 重点項目4 地域における男女共同参画の推進…………… 44

基本目標 2	安心・安全な生活環境の実現	47
重点項目 5	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	47
重点項目 6	男女共同参画の視点に立った困難な状況にある人への支援	51
重点項目 7	生涯を通じた男女の健康支援	53
重点項目 8	防災における男女共同参画の推進	55
基本目標 3	多様性に富んだ社会の実現に向けた意識づくりの推進	57
重点項目 9	男女共同参画の理解を深める教育・啓発の推進	57
重点項目 10	性の多様性への理解の促進	62

第5章 計画の推進

1	計画の推進	67
2	推進体制	67
3	計画の進行管理及び評価	67

参考資料

1	周防大島町男女共同参画審議会設置要綱	71
2	男女共同参画社会基本法	73
3	独立行政法人男女共同参画機構法	79
4	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	84
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	86
6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	102
7	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	113
8	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律	119
9	用語解説	122
10	各種相談窓口	127

第1章から第4章中「*」印を付した用語は、参考資料9で解説しています。

第1章

計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成11年に「男女共同参画社会基本法*（平成11年法律第78号）」（以下基本法という。）が施行されたことを受け、本町では、平成18年3月に「すおうおおしま男女共同参画プラン（周防大島町男女共同参画基本計画）」を策定し、その後、3度の見直しを行い、男女共同参画社会の実現、女性活躍の推進に向けた施策に取り組んできました。

国の令和6年の出生数は、統計開始以降初めて70万人を下回り、人口減少と少子高齢化が急速に進行しています。また、地方から大都市への若者、特に女性の流出により、本町も含めて地方においては深刻な人口流出や少子高齢化に直面する状況となっています。

加えて、我が国は長寿社会を迎えており、男女ともに若いうちから人生100年時代を意識し、経済的自立や自己実現のための仕事と家事・育児・介護等に主体的に関わることが、生涯にわたって自立した生活を維持するために重要となっています。

一方で、男女共同参画への意識の変化に対して社会制度が十分に整備されていないことや、ドメスティック・バイオレンス、性犯罪、新型コロナウイルス感染症の影響で顕在化した女性の就業・所得の課題等、新たな問題も生じています。また、性的マイノリティ*に関する動きでは、令和5年に、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、いきいきとした人生を享受できる社会の実現を目指し、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下LGBT理解増進法という。）が制定されました。

世界の動きに目を向けると、国連では、持続可能な開発目標（SDGs*）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を令和12（2030年）までに達成すべき取組として推進しており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、「すべての人々の人権の実現やジェンダー*平等、すべての女性と女児のエンパワーメント*の達成」が重要な目標として掲げられています。近年では、G7やG20等の国際会議においてもジェンダー*平等や女性のエンパワーメント*が主な議題の一つとして位置づけられ、G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合では、「G7ジェンダー平等大臣共同声明」（日光声明）が取りまとめられました。

このような社会的な情勢を背景とし、本町においても持続可能な地域の実現と課題の解決において、すべての人々が希望に応じて、あらゆる分野で活躍することが必要です。

このたび、これまでの計画の進捗状況と令和7年度に実施した「男女共同参画に関する住民意識調査」の結果を踏まえ、「ともに輝き、みんなが活躍するまち」を実現するため「すおうおおしま男女共同参画プラン（周防大島町男女共同参画基本計画）」を見直しました。



2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

- 基本法*の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」に位置付けます。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*（平成13年法律第31号）（以下「DV*防止法」という）の第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に位置付けます。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）の第6条の第2項に基づく「市町村推進計画」に位置付けます。

(2) 関連計画との整合性

- 上位計画である「第2次周防大島町総合計画」と整合性を図り策定しました。
- 国の「男女共同参画基本計画」、「山口県男女共同参画基本計画」と整合性を図り策定しました。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等への対応のため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 令和3年度以降の国・県の主な動向


(1) 国の動向

《女性の活躍に関する動き》

- 「女性活躍推進法」が改正されました（令和8年4月施行）。令和4年に行われた改正により、女性活躍に関する情報公表項目に「男女の賃金の差異」が追加され、常時雇用する労働者が301人以上の事業主に対し、当該項目の公表が義務付けられていましたが、今回の改正により、対象範囲が拡大され、従業員数101人以上の事業主についても、女性管理職比率及び男女の賃金の差異の公表が義務化されました。
- 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）が改正され、大企業に義務付けられていた職場におけるパワーハラスメント防止措置が、中小企業にも義務付けられました（令和4年4月施行）。令和7年6月の改正で、カスタマーハラスメント*、求職者に対するセクシュアルハラスメント*対策が事業主に義務付けられ、その他、労働者の治療と仕事の両立を支援するための必要な措置を講じる努力義務が課されました。
- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が改正され、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるように、産後パパ育休制度の創設や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化等が行われました（令和4年4月・10月施行）。この改正により、従来の育児休業とは別に新たな制度として産後パパ育休制度が創設され、育児休業の分割取得も可能となりました。さらに、令和7年4月からは、子の看護休暇の見直し、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置が定められました。

《配偶者からの暴力の防止に関する動き》

- 「DV*防止法」が改正されました（令和6年4月施行）。この改正では、従来の身体的暴力に加え、新たに精神的暴力も保護命令の対象となり、見えにくい形の暴力にも法的対応が可能となりました。また、接近禁止命令の期間延長等、被害者の安全確保を強化する制度改正が行われ、違反に対する罰則も強化されました。さらに、令和7年12月からは、GPS機器等と同様に紛失防止タグによる位置情報無承諾取得も禁止行為の対象に加わりました。



《子育て支援に関する動き》

- 「子ども・子育て支援法」が改正され、ライフステージ*を通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進が明記されました（令和6年10月から令和8年10月にかけて順次施行）。この改正により、児童手当の抜本的拡充、新たな支給・給付が創設されたほか、育児休業給付の給付率が引き上げられ、育児時短就業給付が新たに創設されました。

《困難な問題を抱える女性への支援に関する動き》

- 女性をめぐる問題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻等、複雑化、多様化、複合化しています。こうした課題がコロナ禍により顕在化したことを踏まえ、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」）が制定されました（令和6年4月施行）。この法律は、様々な困難を複合的に抱える女性に対して、切れ目のない支援を提供することを目的としています。相談支援体制の強化や一時保護、就労支援に加え「民間団体との協働」による新たな支援の枠組みを構築することが明記されています。

《ジェンダーアイデンティティの多様性に関する動き》

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に対する国民の理解が十分に進んでいない現状において、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、いきいきとした人生を享受できる社会の実現を目指し、LGBT理解増進法が制定されました（令和5年6月施行）。性的マイノリティ*への理解を深める施策を国や地方公共団体に促すことを目的とし、すべての国民が安心して生活することができることとなるよう留意するものとなっています。

《男女共同参画基本計画に関する動き》

- 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すこと等を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正されました（令和3年6月施行）。この改正では、男女の候補者数の均等に向けた取組を一層促進するため、公職選挙における候補者の選定方法の改善が求められたほか、議会等における性的な言動や、妊娠・出産に関する不適切な発言等に起因するハラスメント*の防止が強化されました。また、国・地方公共団体・議会が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取組を実施することについて明記されました。
- 令和8年3月に基本法*に基づく「第6次男女共同参画基本計画」が策定される予定です。

「男女共同参画基本計画」の基本的な視点及び取り組むべき事項

- ① 性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進。その基盤として、両立支援（育児、介護、健康、学び等）、多様で柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正、DXによる働き方改革・生産性向上、ハラスメント*対策及びリ・スキリング*の促進。
- ② 男女間の実質的な機会の平等を担保する観点からきわめて重要である意思決定過程への女性の参画を一層加速するため、「30%目標」の達成と、その先の、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会に向け、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクション*も含め、人材登用・育成を強化する必要。
- ③ 各地域の実情を踏まえた男女共同参画の取組を促進し、更に女性にも選ばれる地域づくりを後押しするため、都市部・地方における課題を踏まえた、雇用の場の創出、起業支援、非正規雇用の処遇改善と正規転換、男女間賃金格差の是正、固定的な性別役割分担意識の解消・慣行の見直し、教育分野の取組、国・地方公共団体・産業界・市民社会の連携や取組の横展開等の各地域における男女共同参画の推進。
- ④ テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえ、テクノロジー関係施策のジェンダー主流化と男女共同参画施策を進める上でのテクノロジー利活用促進を車の両輪として進め、ジェンダード・イノベーション*を推進するとともに、テクノロジーの進展が男女共同参画に与える負の側面に留意した安全・安心な利用環境の整備に取り組む必要。
- ⑤ 性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力等の多様な暴力が男女共同参画社会の実現を妨げていることを踏まえ、ジェンダー*に基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援の充実に取り組む必要。
- ⑥ 社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援に取り組む必要。
- ⑦ 大規模災害での男女共同参画の視点の浸透の必要性が再認識されたことも踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要。
- ⑧ 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討され、経済社会情勢を踏まえて不断に見直されることが男女共同参画社会の形成のために重要であり、持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐためには、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保するとともに、制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要。

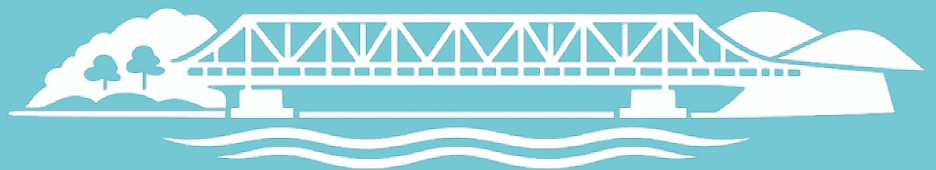
資料：第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）

(2) 山口県の動向

- 新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、山口県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業・大学等、そして、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針として、令和4年12月に「やまぐち未来維新プラン」が策定されました。本プランに基づき、「女性の『働きたい』を応援する取組の強化」や「女性が輝く地域社会の実現」を推進する取組等が行われています。
- 地方創生を次のステージに押し上げていくため、第2期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち未来維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から戦略化したうえで、山口県の実情に応じた実践的な計画として令和7年3月に「第3期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。人口減少・少子高齢社会にあっても、未来に希望を持って暮らせる「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現が掲げられています。
- 困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指して、令和6年3月に「山口県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」が策定されました。「女性が安心して自立して暮らせる社会の実現」を目指し、女性に寄り添ったきめ細かい支援が行われています。
- 令和7年3月に、今後の子育て支援・少子化対策を総合的に推進するための基本指針となる新たな「やまぐち子ども・子育て応援プラン」が策定されました。「社会全体で子どもや子育て世帯を支える意識が県民に浸透し、安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる環境の中で、若い世代が生き生きと子育て等を楽しみ、子どもたちが健やかに成長」していくことを目指し、ライフステージ*に応じた切れ目ない支援で取組を推進することが掲げられています。
- 男女間における暴力の根絶に向け、配偶者等からの暴力対策に加え、性暴力被害者支援について、平成29年1月に「やまぐち性暴力被害者支援システムあさがお」が開設され、関係機関と連携して24時間365日の運用体制で、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等）が行われています。
- 法的婚姻が認められていない同性カップル等の日常生活の様々な場面で感じられている生きづらさを軽減し、性の多様性を認め合う環境づくりを通じて、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、令和6年9月に「山口県パートナーシップ宣誓制度」が導入されました。LGBT理解増進法の理念に基づき、この制度を通じて性の多様性への理解を促進する取組が行われています。
- 社会情勢の変化や国の動向、これまでの取組状況の検証等を踏まえ、令和8年3月に「第6次山口県男女共同参画基本計画」、「第6次山口県配偶者暴力等対策基本計画」が策定される予定です。

第2章

周防大島町の現状



第2章 周防大島町の現状

1 人口の減少

我が国の人口は、人口動態統計によると平成17年に初めて自然減に転じ、本格的な人口減少社会を迎えています。

本町の国勢調査人口は、減少傾向にあり、平成27年と令和2年を比較すると14.0%減少しています。

全国、本町ともに、今後もさらなる人口減少が見込まれ、少子高齢化、生産年齢人口の減少による、労働力の低下、社会保障制度の維持、インフラ*の維持・管理、財政の持続等、社会情勢への影響が懸念されています。

[人口(周防大島町)]

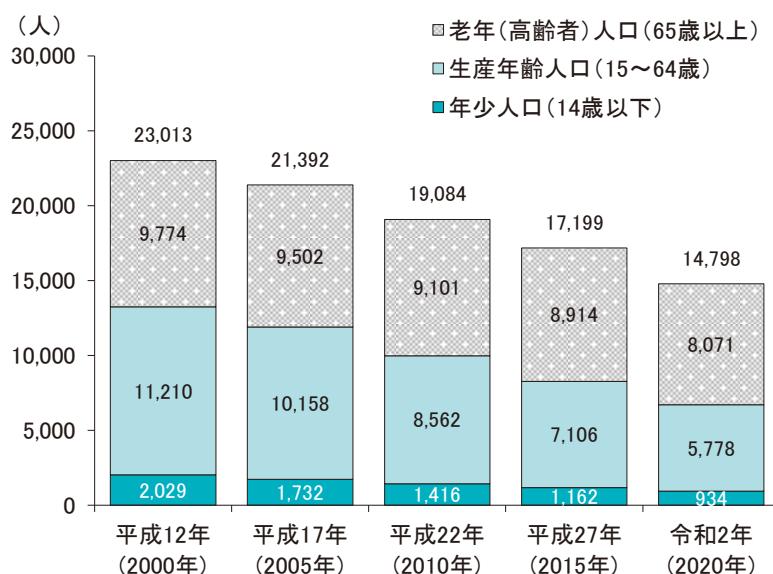
(単位:人)

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	
総人口	23,013	21,392	19,084	17,199	14,798	
増減率※1	-7.2%	-7.0%	-10.8%	-9.9%	-14.0%	
再掲	年少人口	2,029	1,732	1,416	1,162	934
	生産年齢人口	11,210	10,158	8,562	7,106	5,778
	老年(高齢者)人口	9,774	9,502	9,101	8,914	8,071

資料:国勢調査(総人口は年齢不詳を含む)

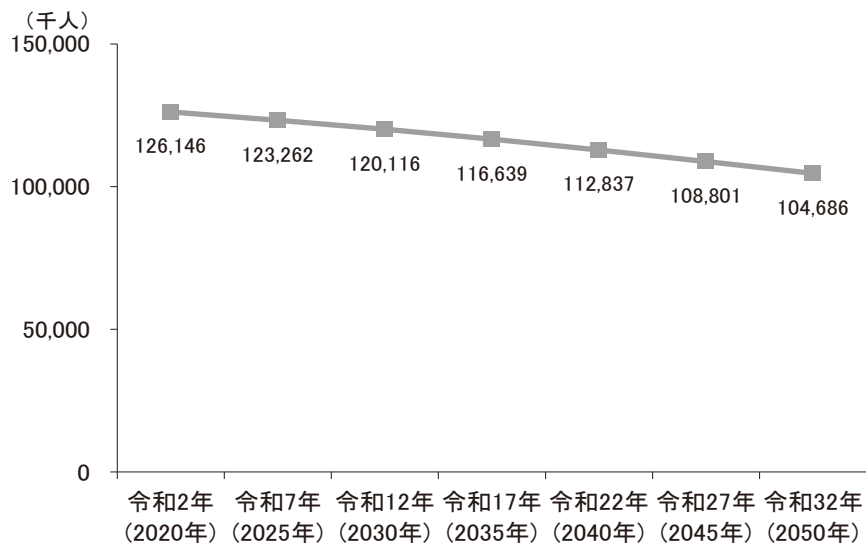
※1 対前調査時点からの増減率

[人口(周防大島町)]



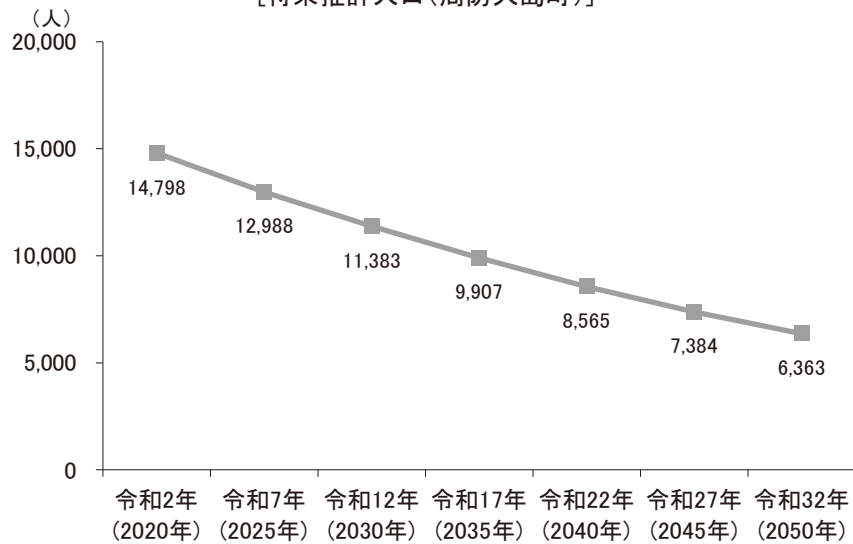
資料:国勢調査(総人口は年齢不詳を含む)

[将来推計人口(全国)]



資料: 国立社会保障・人口問題研究所

[将来推計人口(周防大島町)]

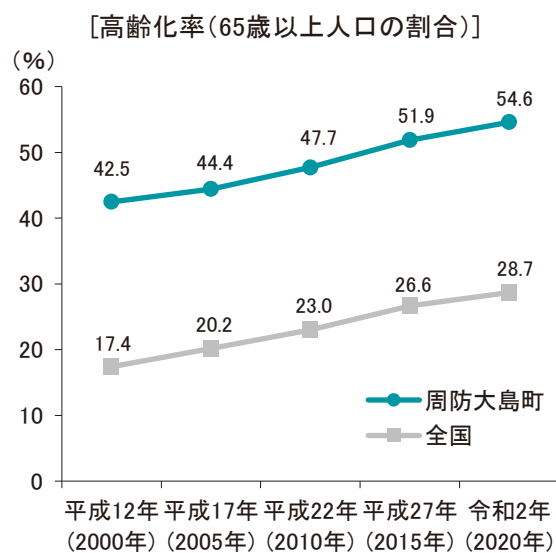
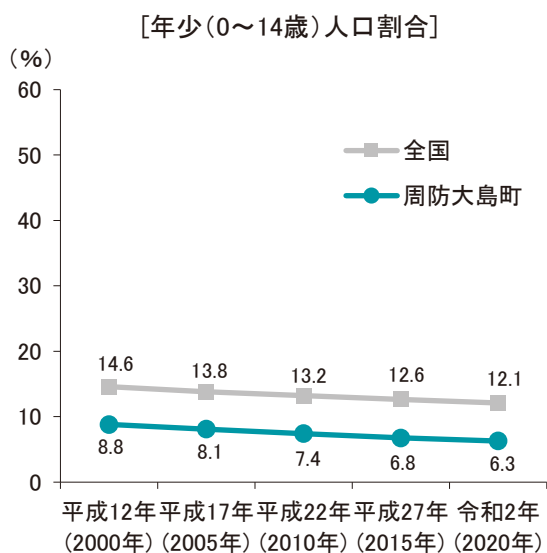


資料: 国立社会保障・人口問題研究所

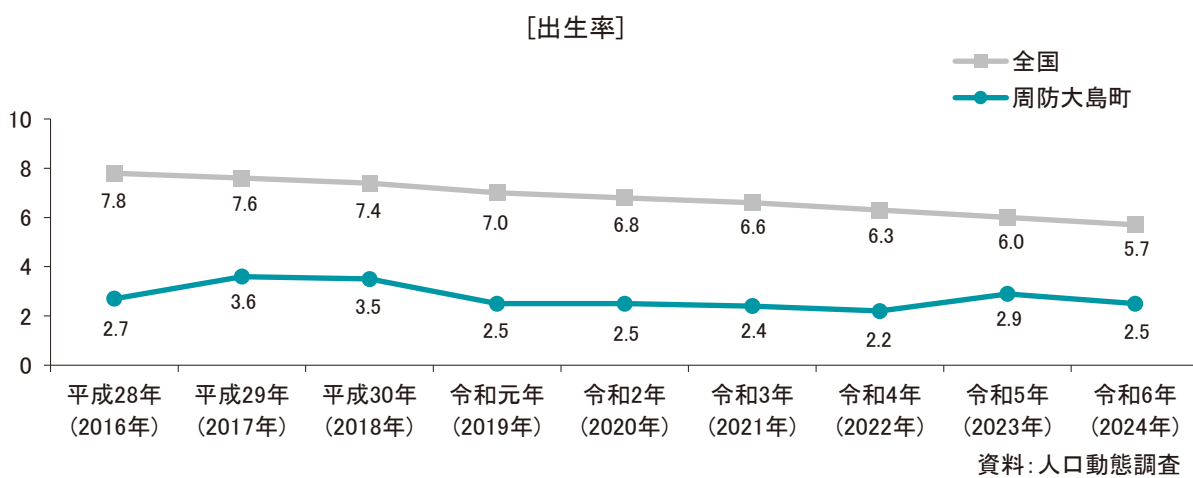
2 少子高齢化の進展

本町の国勢調査人口の高齢化率の推移は、全国を大きく上回る値で上昇しており、また、年少人口割合は全国を下回る値で推移しています。

本町の出生率*は、全国の値を下回る値で推移しています。



資料:国勢調査

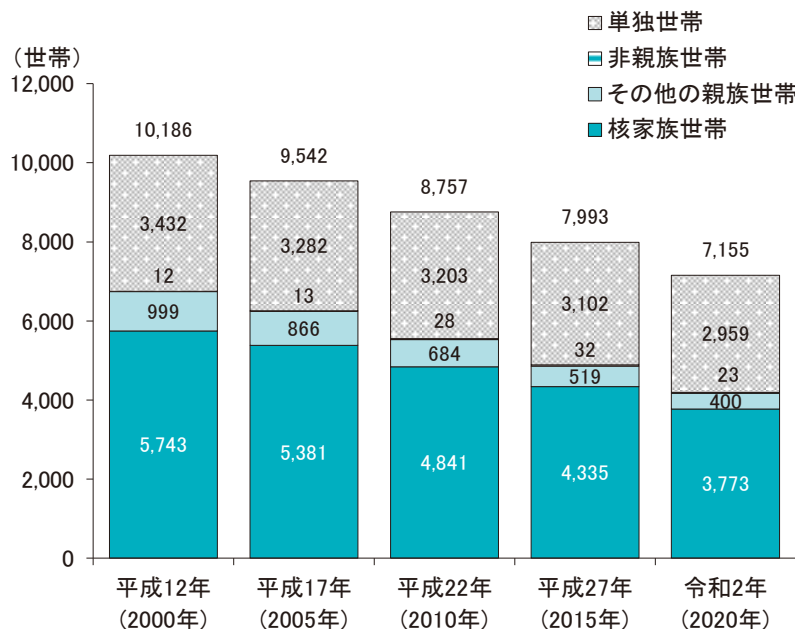


資料:人口動態調査

3 家族形態の多様化

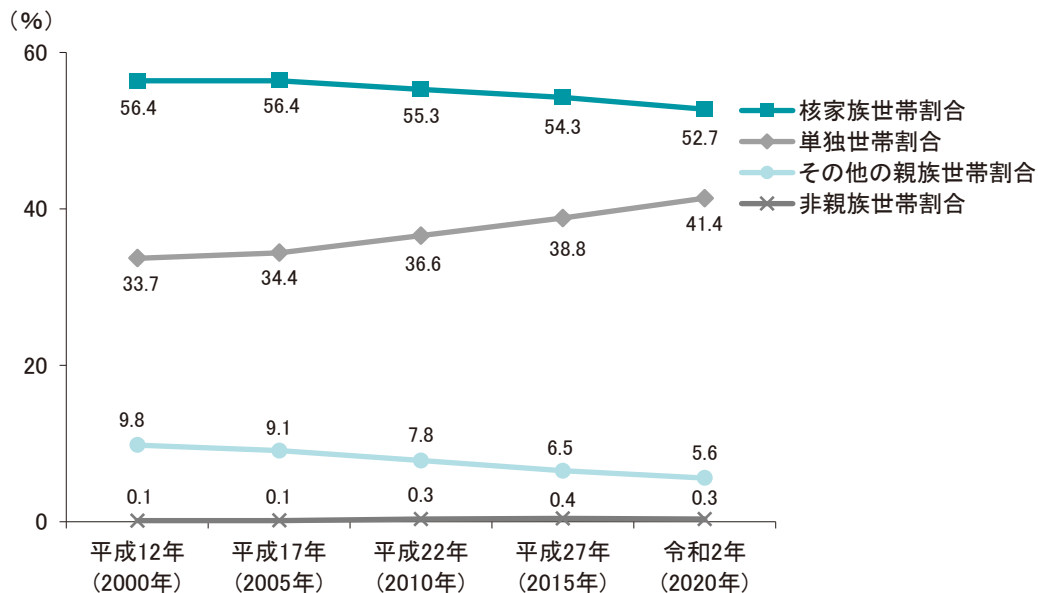
本町の一般世帯数は、平成12年以降すべての世帯で減少していますが、一般世帯数に占める単独世帯の割合は上昇しています。

[家族類型別一般世帯数(周防大島町)]



資料: 国勢調査(総数には、家族類型不詳を含む)

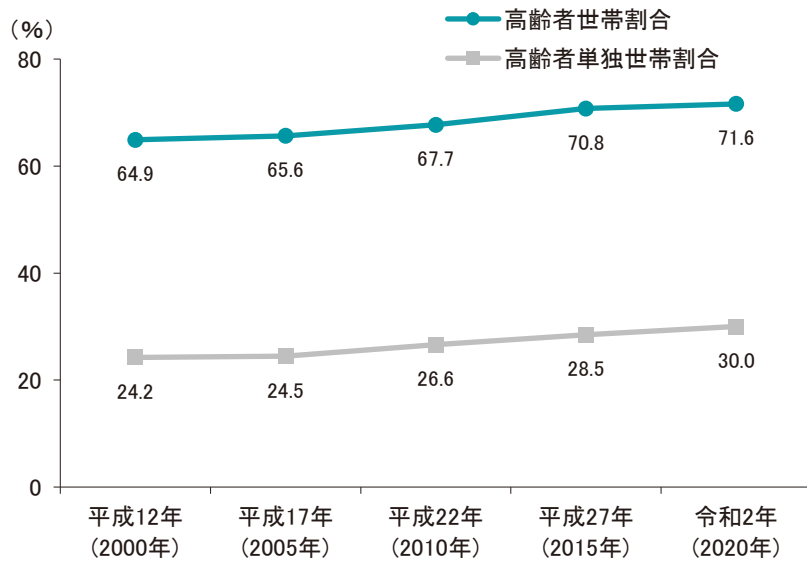
[家族類型別一般世帯割合(周防大島町)]



資料: 国勢調査

また、高齢者のいる世帯数、高齢者単身世帯数が一般世帯数に占める割合は上昇しています。

[高齢者世帯の割合(周防大島町)]

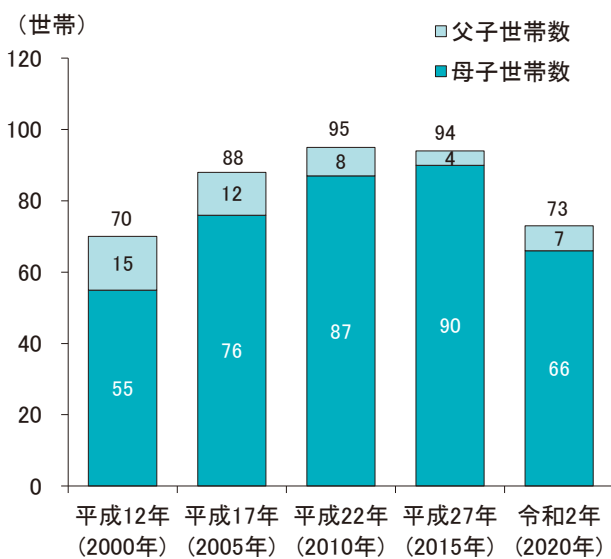


資料: 国勢調査

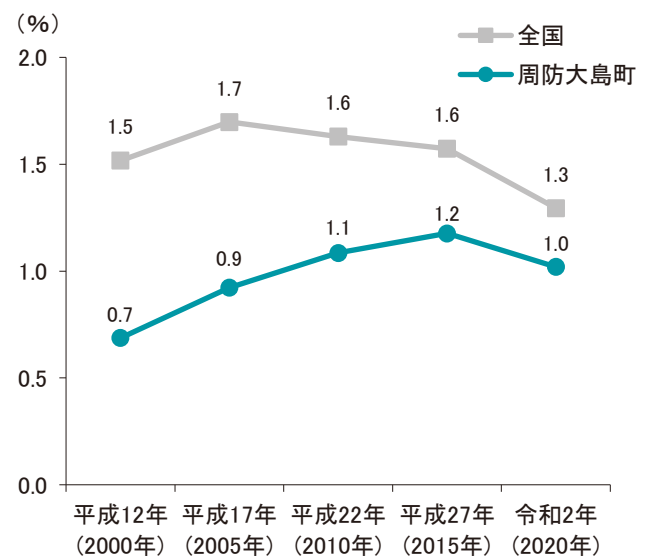
本町のひとり親世帯数は、平成12年以降増加傾向にありましたが、令和2年には減少しています。

また、令和2年の一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合は1.0%であり、全国(1.3%)の値よりも低くなっています。

[母子・父子世帯数(周防大島町)]



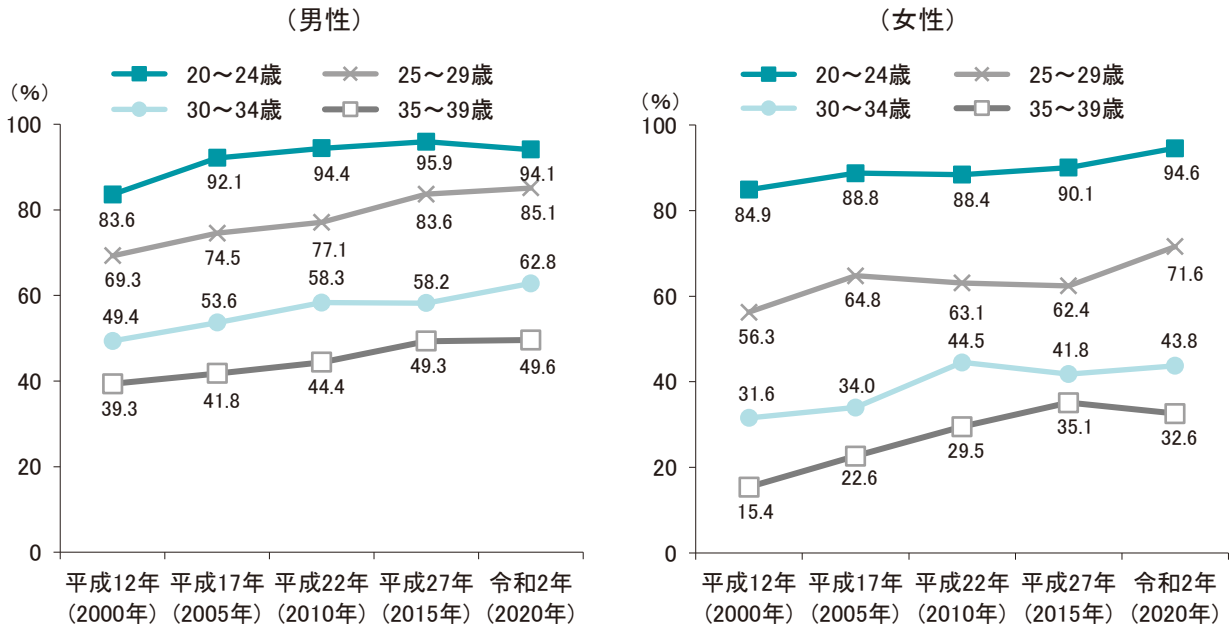
[ひとり親世帯の割合]



資料: 国勢調査

本町の未婚率をみると、いずれの年齢層も平成12年と令和2年を比較すると大きく上昇し、特に男性の25～29歳、女性の25～29歳、35～39歳で15ポイント以上上昇しており、未婚・晩婚化が進んでいます。

[未婚率(周防大島町)]

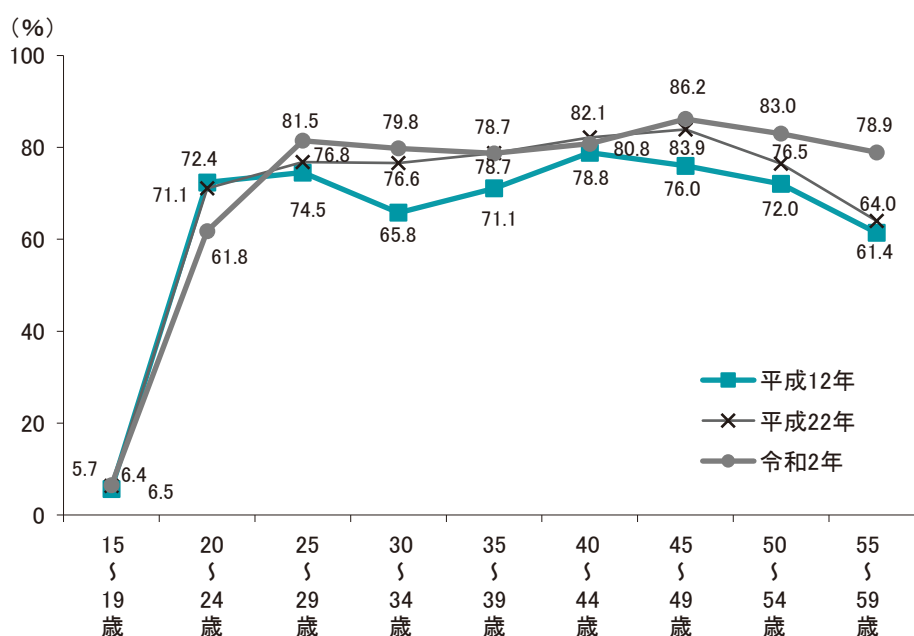


資料:国勢調査

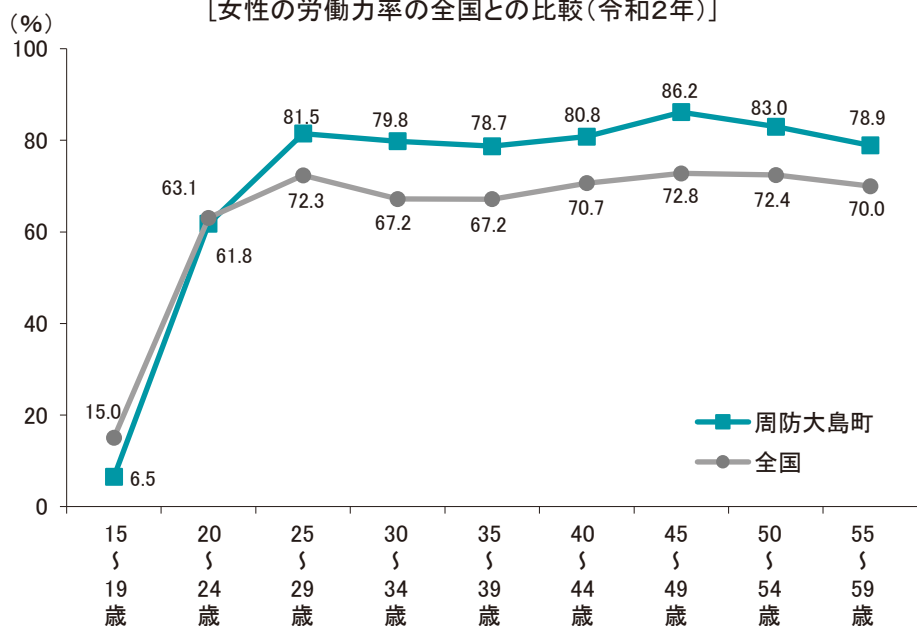
4 女性の労働力の状況

本町の年齢別の女性の労働力率をみると、平成12年は30歳～39歳の結婚・子育てをする年齢層で落ち込むM字カーブ*を示していましたが、平成22年はその落ち込みはなくなっており、45～49歳のピークに向けて上昇していました。しかし、令和2年には再び緩やかなM字カーブ*が見られるようになってきています。ただし、平成12年のような大きな落ち込みはなく、25歳以上のすべての年齢層で労働力率が80%前後と高くなっており、近年の女性の労働を取り巻く状況は大きく変化してきていることがわかります。また、全国と比較すると(令和2年)、本町の女性の労働力率は25歳以上の年齢層で全国の値を上回っています。

[女性の労働力率(周防大島町)]



[女性の労働力率の全国との比較(令和2年)]



資料: 国勢調査



5 本町の男女共同参画を推進するためのこれまでの取組

(1) 「あらゆる分野における男女の活躍の推進」について


- 町の審議会等における積極的な女性委員の登用を進め、女性委員の割合は上昇しましたが、目標の30%には達しておらず、女性委員がいない審議会等もあります。
- 町職員については、適正な人事評価を行うことにより、年功序列の風潮が薄れ、女性の管理職の登用も進み、管理職に占める女性の割合は目標の15%を達成しました。
- 方針決定過程への女性の参画の促進や、男女雇用機会均等法、育児・介護休業制度等の法制度や支援制度の周知を図るため、事業所や地域の団体等に向け、国や山口県、ハローワークから提供されるポスターやチラシを掲示する等、啓発活動や情報提供を行いました。
- 女性が活躍する能力を高めることができるよう、山口県が中心となって実施する各種講演会、イベントを広報し、学習機会の充実を図りました。

(2) 「家庭・地域における男女共同参画の推進」について

- 家庭における男女共同参画の推進や男性の家事や育児への参画について、男性の料理教室等、国や山口県から提供されるポスターやチラシを掲示し、啓発活動や情報提供を行いました。
- 地域活動における男女共同参画の促進や、農林漁業等における女性のキャリアアップ等について、地域の団体や事業所等に向け、国や山口県から提供されるポスターやチラシを掲示する等、啓発活動や情報提供を行いました。
- 防災における女性の参画について、防災会議委員等への女性の登用を進めるとともに女性消防団員を育成しました。
- 避難所の運営に当たっては、男女両方が参画し、対等に意見を出し合える体制をつくること等を明記した「避難所開設・運営マニュアル」を策定し、男女共同参画の視点や要配慮者に配慮した避難所運営を促進しました。

(3) 「安心して生活できる環境づくりの推進」について

- 特定健診自己負担金の無料化や個別がん検診（子宮がん・乳がん）の実施等、受診しやすい検診体制の整備、知識の普及、受診勧奨等により受診率の向上を図りました。
- 健診（検診）結果により必要な保健指導を実施する等、疾病の早期発見・対応を行いました。
- ちよび塩活動を健康づくりの中核に据え、生活習慣の改善、疾病の発症・重症化予防、健康の保持・増進に向けた取組を行いました。
- 令和5年度からは、ちよび塩活動に加え血圧管理に重点を置いた高血圧対策に取り組み、循環器疾患対策の強化を図りました。
- 自分自身のからだ・体力を知るための体力チェックや生活改善・運動習慣への定着を目的とした教室等を実施しました。
- 運動習慣の定着のため、町全体又は各地域で各種スポーツ大会等を開催し、町民に参加を呼び掛けました。
- 安心・安全な出産が迎えられるよう、全14回の妊婦健診と5回の多胎妊婦健康診査を公費負担で行うとともに、産婦健診を実施し、産後の初期段階における母子の支援の強化を図りました。
- 不妊治療費を助成し、経済的負担の軽減を図りました。
- 母子健康手帳交付時の全妊婦との面接の実施や、母子手帳アプリによる妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行いました。
- 令和7年度からは、妊娠・出産・子育ての総合相談窓口である、こども家庭センターを開設し、各種相談に応じ、必要な情報提供や保健指導を行うとともに、母子保健と児童福祉の一体的なサポートを行いました。
- ひとり親家庭への相談窓口として、母子父子自立支援員が、子育て・生活支援・就業支援・養育費確保支援等、ひとり親家庭等に対する総合支援を行いました。
- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金やひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給により、自立を促進する取組を行いました。
- ひとり親家庭の生活の安定を図るため、手当の支給や医療費の助成を行いました。
- 障害のある人が地域で自分らしく暮らすことができるよう、近隣の相談事業所と連携を図り、就労支援や療育、教育等情報共有を行い、地域への参加促進に取り組みました。
- 町の就学援助制度を活用し、生活困窮世帯の子どもへの教育支援を行いました。
- 生活困窮世帯に対し、生活困窮者自立支援制度による各種支援が行えるよう関係機関との連絡調整等を実施し、生活困窮状態からの早期自立を支援しました。
- 配偶者からの暴力やデートDV*、セクシュアルハラスメント*の防止に向け、国や山口県から提供されるポスターやチラシを掲示し、啓発活動や情報提供を行いました。
- 相談業務に携わる職員が、DV*被害者からの相談に適切に対応するため、山口県や山口県男女共同参画相談センターが実施する研修会に参加し、職員の資質向上に取り組みました。
- 児童虐待担当や家庭相談員、保健師等と連携し、総合的なDV*相談や児童虐待等への対



応を行うとともに、DV*の相談窓口について周知を図るため、広報紙に情報を掲載しました。

(4)「男女共同参画づくりに向けた意識形成の推進」について

- 男女共同参画審議会において、男女共同参画を推進するための講演会を実施しました。
- 「男女共同参画推進月間」や「女性に対する暴力をなくす運動」に併せて「広報すおう大島」へ啓発記事を掲載し、情報提供を行いました。また、「男女共同参画推進月間」には、町内の図書館で男女共同参画に関連する図書の展示を行い、意識の醸成を図りました。
- 国や山口県が行う男女共同参画事業の視点について関係各課へ情報提供を行いました。
- 保育園、学校等を通じて、子どもの保護者を対象に、男女共同参画に関する啓発を行い、家庭において家事・育児・介護に男女が共に参画することの重要性の理解促進を図りました。
- 学校での人権参観日や道徳の授業参観日等を通して、幅広く人権について学ぶ学習を行いました。
- 親子ふれあいスポーツや参観日等各種学校行事を通して、親子のふれあいを深めたほか、就学前健康診断時に子育て相談会を行う等、家庭教育に関する啓発を行いました。
- 小・中・高等学校において、キャリアパスポート*を活用して、キャリア教育*を実施しています。また、コミュニティ・スクールを核とし、地域協育ネットや各学校の特色を活かした子どもたちの学びや育ちを見守り、支援する取組を推進しました。
- 生涯学習等の活動が減少しないよう、各公民館において、工夫を凝らした講座を実施しました。

第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方


1 計画の基本理念

基本法*においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。

本計画は、これまでの計画の基本理念を踏襲しつつ、性別や年齢、障害の有無、価値観や生き方の違い等、様々な違いがあっても一人ひとりが互いを認め合う多様性に富んだ社会の実現とともに、感謝と思いやりの気持ちを大切にしながら、すべての人があらゆる場面で活躍し、自分らしく輝ける社会の実現を目指します。

基本理念を表した本計画の目指す将来像を「ともに輝き、みんなが活躍するまち 周防大島町 ～「ありがとう」がつなぐ、みんなの共同参画～」とし、町民一人ひとりの輝きと活躍を、町全体の元気につなげていきます。

また、本町の地域特性を考慮し、これまで地域で育まれてきた人と人とのつながりや、地域の文化や活動等を尊重しながら、日常の中で当たり前となっている一人ひとりの努力や支えに気づき、互いに感謝し合うことを大切にしたい取組を進めていきます。



ともに輝き、みんなが活躍するまち 周防大島町
～「ありがとう」がつなぐ、みんなの共同参画～



2 基本目標

基本目標1 あらゆる分野における男女の活躍の推進

本町では、高齢化の進展や人口減少が進む中、地域活動、家庭生活等、日々の暮らしを支える多くの場面において、これまで女性の力が大きな役割を果たしてきました。今後は、政治、経済、地域活動、家庭生活等あらゆる分野や場における政策・方針決定過程や活動において、女性の参画を一層進め、男女が共に活躍できる環境づくりが求められています。こうした状況を踏まえ、性別にかかわらず、それぞれの立場や生活に応じて力を発揮できる環境を整え、地域の知恵や経験を生かしながら、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

- 町が率先して女性の登用を積極的に進めるとともに、地域の様々な分野の方針決定過程への女性の参画を促進します。
- 男女が共に仕事と家庭生活、地域活動等のその他の生活をバランスよく両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス*に関する啓発を進めるとともに、両立を支援するサービスの充実を図ります。
- 就労の場において、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、女性が能力を発揮できるよう、事業者等に対し、ポジティブ・アクション*を含めた意識啓発を進めます。
- 家庭における男女共同参画の重要性の啓発を行うとともに、地域の活動における性別による役割分担意識を解消するための意識啓発、男女が共に活躍するための地域の環境づくりへの支援を進めます。

基本目標2 安心・安全な生活環境の実現

高齢者が多く、地域のつながりが深い本町において、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられることが、男女共同参画を進める上での土台となります。

一人ひとりの人権が尊重され、困ったときに声を上げやすく、支え合える地域環境を整えることで、性別や立場にかかわらず、誰もが生き生きと暮らせる町を目指します。

- 性別に起因する暴力が許されない地域社会をつくるための意識啓発を進めるとともに、被害者が孤立することなく、身近な場所で相談・支援につながる体制づくりを進めます。
- 高齢者、ひとり親、生活上の困難を抱える女性等、それぞれの状況に応じた自立支援を関係機関と連携しながら推進します。
- 性的マイノリティ*であること、障害があること、外国人であること等を理由とした社会的困難を抱えることがないように、正しい理解を広め、地域社会が多様性を尊重する環境づくりを推進します。
- 出産や加齢、性差による健康上の問題に対応するため、生涯を通じた健康への支援を行います。
- 男女共同参画の視点から防災対策を推進することにより、地域の防災力向上を図ります。

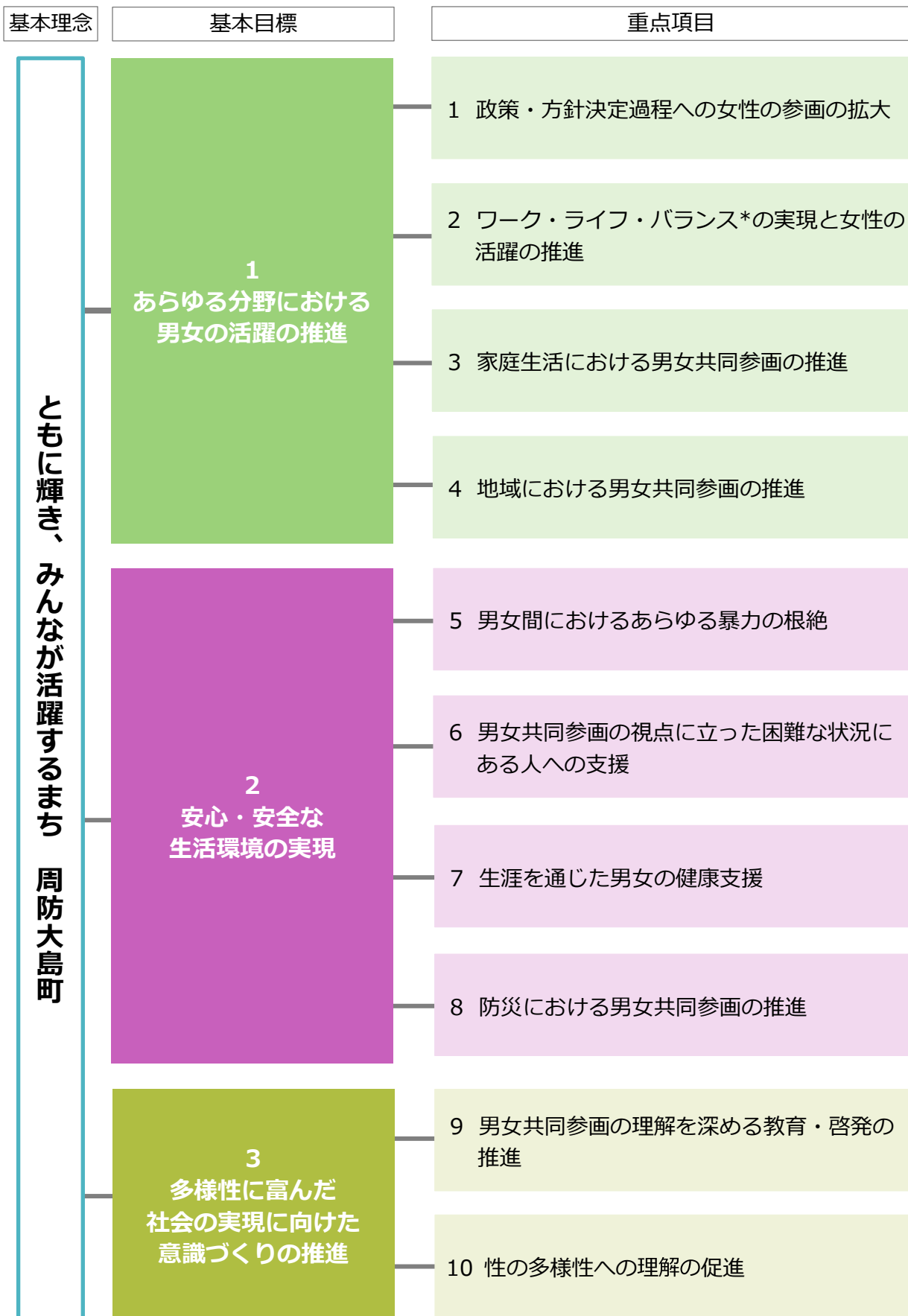
基本目標3 多様性に富んだ社会の実現に向けた意識づくりの推進

本町の魅力である人の温かさや助け合いの文化を大切にしながら、時代の変化に応じて、多様な生き方や価値観を自然に受け入れられる意識づくりを進めることが、持続可能な地域社会につながります。

性別や年齢、障害の有無、価値観や生き方の違い等、様々な違いにかかわらず、日常の暮らしの中で互いを尊重し、感謝と思いやりを持って接することを基本に、理解の輪を広げていきます。

- よりわかりやすく、より多くの住民に浸透するよう、男女共同参画に関する効果的な啓発を推進します。
- 男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画していくための能力を養い、多様な生き方を可能にするための教育・学習機会の充実を図ります。
- 性の多様性や多様な価値観への理解を深めるため、講座や広報等による啓発を行い、一人ひとりの個性を尊重し合いながら共に暮らせる地域づくりを推進します。
- すべての人が安心・安全に暮らせるよう、性の多様性やジェンダー*平等の視点を踏まえた相談体制・地域環境の整備を行います。

3 計画の体系





主要施策

- (1) 町政における女性の参画拡大
- (2) 事業所・地域活動等の方針決定の場における女性の参画の促進

- (1) ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた取組の推進
- (2) 男女均等な雇用機会確保のための啓発の推進
- (3) 女性の能力発揮への支援

- (1) 男性の家事・育児・介護への参画促進
- (2) 男女共同参画に関する家庭教育の促進

- (1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
- (2) 地方創生における男女の活躍促進
- (3) 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備

- (1) 暴力を許さない意識啓発の推進
- (2) DV*被害者の相談体制の充実
- (3) 関係機関等との連携・協働

- (1) 貧困等生活上の困難に対する支援の推進
- (2) 高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせる環境の整備

- (1) 生涯を通じた男女の健康支援
- (2) 妊娠・出産期における健康管理の支援

- (1) 防災の現場における女性の参画拡大

- (1) 男女共同参画の理解を深める教育・啓発の推進
- (2) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

- (1) 性の多様性を尊重する意識の浸透
- (2) 性の多様性に配慮した環境の整備



第4章

計画の取組



第4章 計画の取組

基本目標1 あらゆる分野における男女の活躍の推進

重点項目1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

◆◆現状◆◆

国においては、令和3年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備を行うため、政党の取組促進や、性的な言動等に起因する問題（セクハラ*・マタハラ*等）への対応を含む、国・地方公共団体の施策の強化が盛り込まれました。

本町においては、審議会等委員の女性の割合の目標を30%と掲げ、町の方針決定過程への女性の参画の推進に取り組んできましたが、令和7年4月1日現在で17.8%であり、その割合は低下しており目標には達していません。

一方、町職員の管理職の女性割合については、目標15%に対し、令和7年4月1日現在で16.7%であり、目標を達成しました。また、令和7年4月1日現在の議員定数に対する女性議員は2名で、割合は14.3%と上昇傾向にあります。

住民意識調査の結果では、政治・経済活動の場の中における男女の地位について「平等」と回答した人の割合は12.6%であり、令和元年度調査（19.4%）と比較すると低下しています。

社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由については「男性優位の組織運営」と回答した人の割合が4割を超えて最も高く、あらゆる分野で平等になるために重要なこととして、「女性・男性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること」と回答した人の割合が6割を超えて最も高くなっています。

◆◆課題◆◆

政策・方針決定過程への女性の参画が進まない背景には、固定的な社会通念や慣習、しきたり、さらには無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）等が影響しています。これらの意識の解消を図り、幅広い分野での女性の活躍と、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性参画の促進が求められます。

町内の様々な分野における方針決定過程への女性の参画を進めるためには、今後も町の審議会等委員や管理職等、意思決定の場における女性の参画を拡大していく必要があります。また、事業者や地域団体等に対する、男女共同参画及び人権侵害に関する啓発や情報提供等、積極的な働きかけを継続して行うことも重要です。

[女性の登用状況（周防大島町）]

	審議会等委員			審議会等の数		
	委員総数	うち女性委員数	女性委員割合	総数	うち女性が参画する審議会等	女性が参画する審議会等割合
令和2年	266人	51人	19.2%	27	18	66.7%
令和3年	261人	50人	19.2%	27	17	63.0%
令和4年	244人	47人	19.3%	26	15	57.7%
令和5年	248人	46人	18.5%	26	17	65.4%
令和6年	251人	49人	19.5%	26	17	65.4%
令和7年	247人	44人	17.8%	26	17	65.4%

	町議会の議員			町の管理職		
	議員総数	うち女性議員数	女性議員割合	管理職総数	うち女性管理職数	女性管理職割合
令和2年	14人	0人	0.0%	30人	3人	10.0%
令和3年	14人	1人	7.1%	29人	3人	10.3%
令和4年	13人	1人	7.7%	31人	3人	9.7%
令和5年	13人	1人	7.7%	30人	4人	13.3%
令和6年	13人	1人	7.7%	30人	6人	20.0%
令和7年	14人	2人	14.3%	30人	5人	16.7%

資料：周防大島町（各年4月1日現在）

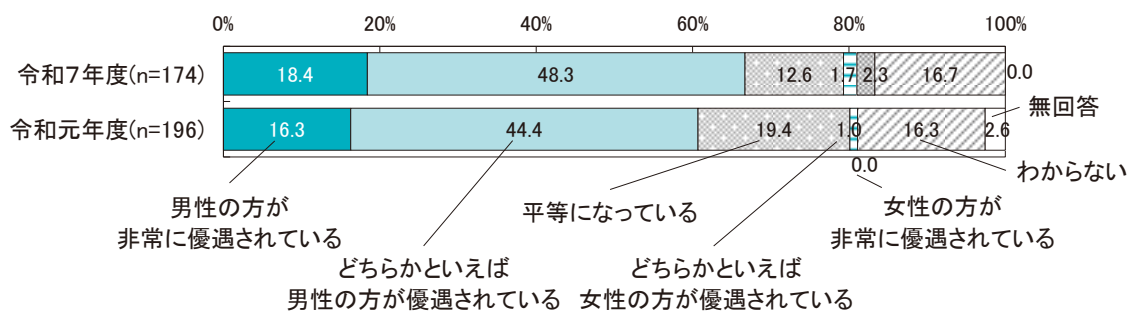
[女性の登用状況（周防大島町・山口県・全国）]

	審議会等委員		
	周防大島町	山口県平均	全国平均
令和7年	17.8%	33.4%	39.1%

	議会の議員		市町の管理職	
	周防大島町	山口県平均	周防大島町	山口県平均
令和7年	14.3%	15.2%	16.7%	18.4%

資料：「審議会等委員」は、地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府）、「議会の議員、市町の職員の管理職」は、山口県男女共同参画白書（4月1日現在）

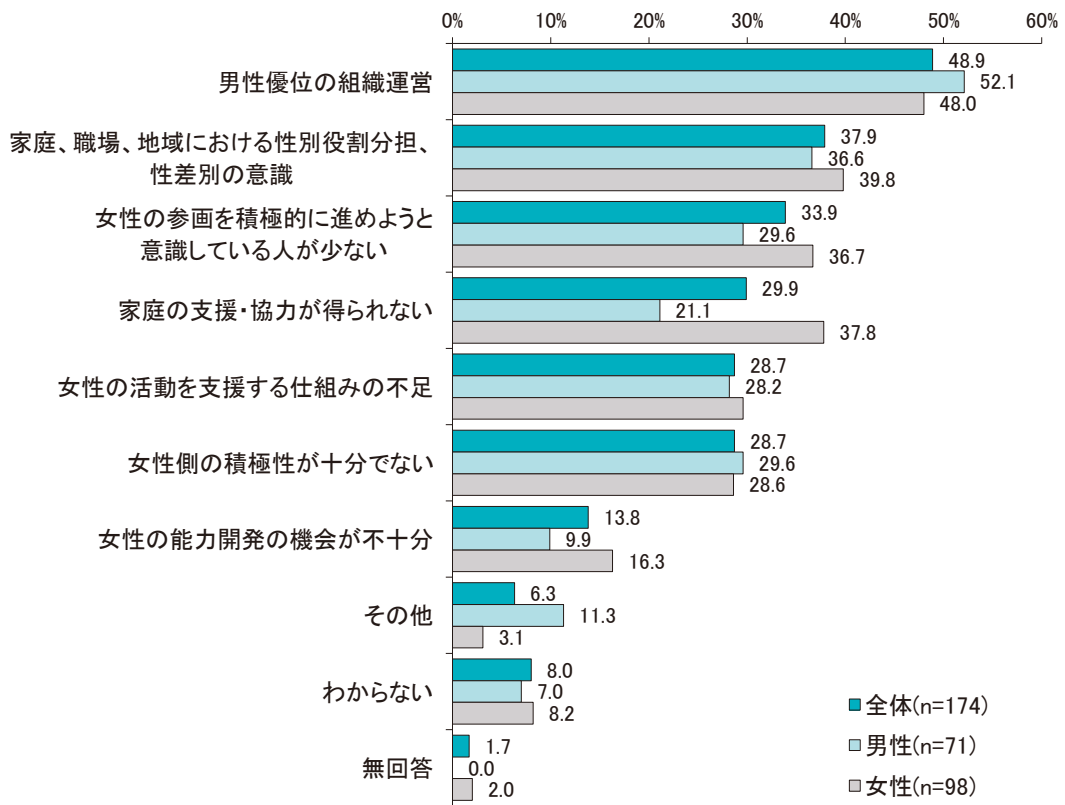
[政治・経済活動の場における男女の地位の平等感]



資料：男女共同参画に関する住民意識調査

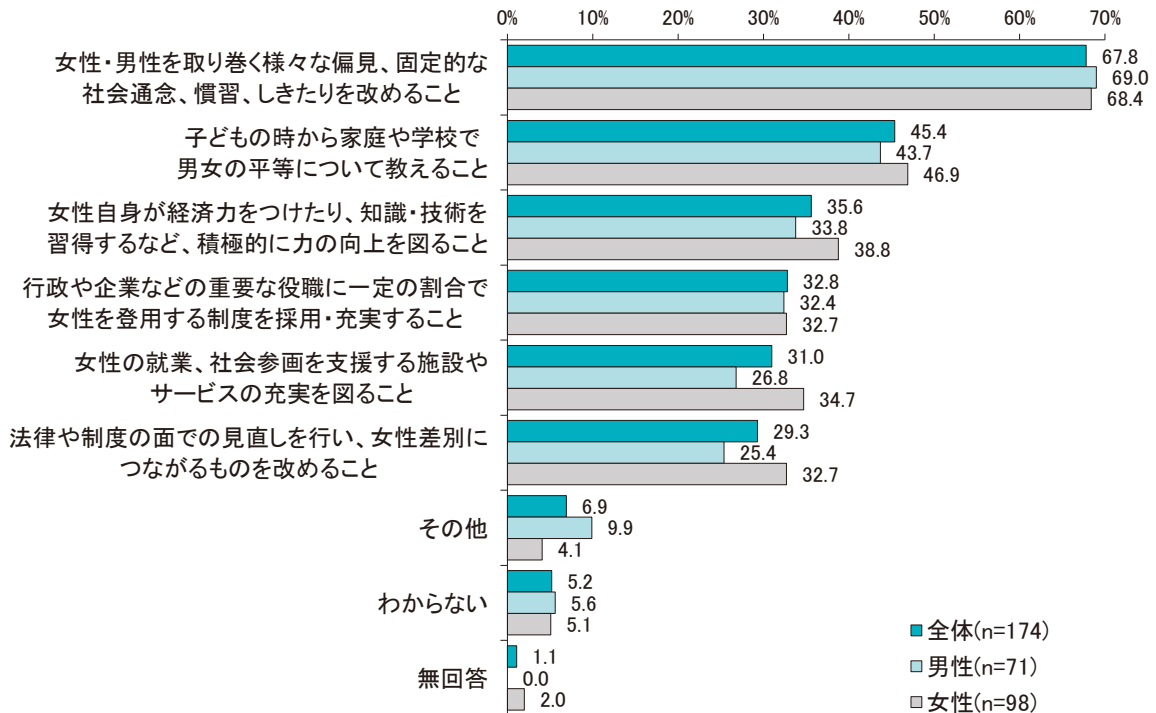


[社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由]



資料：男女共同参画に関する住民意識調査

[男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うこと]



資料：男女共同参画に関する住民意識調査

◆◆今後の取組◆◆

(1) 町政における女性の参画拡大

審議会等の委員への女性参画の推進	町の各審議会や委員会へ積極的な女性の登用を働きかけます。また、女性委員の登用状況を調査し、公表します。
町における女性管理職の登用	スキルアップと意欲の醸成を図り、適正な評価のもと、女性管理職の登用を推進し、人材育成に取り組みます。

(2) 事業所・地域活動等の方針決定の場における女性の参画の促進

事業所・地域活動団体への情報提供の充実と啓発の推進	事業所や地域活動団体における方針決定の場へ女性の参画を促進するため、様々な媒体を活用し情報提供の充実を図り、啓発を推進します。
---------------------------	---

◆◆評価指標◆◆

指標	現状値		目標値 (令和12年度)
		年度	
政治・経済活動の場における男女の地位が平等だと思う人の割合	12.6%	令和7年度	上昇させる
審議会等委員の女性の占める割合	17.8%	令和7年度 (4/1現在)	30.0%
女性委員のいる審議会等の割合	65.4%	令和7年度 (4/1現在)	上昇させる
町職員の管理職(課長以上)のうち女性の占める割合	16.7%	令和7年度 (4/1現在)	20.0%

重点項目2 ワーク・ライフ・バランス*の実現と女性の活躍の推進

◆◆現状◆◆

就業は、生活の経済的基盤であるとともに、すべての人が性別にかかわらず自らの個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる社会を実現する観点からも極めて重要な意義を持っています。

女性活躍推進法*や働き方改革関連法に基づく企業、事業所の取組、保育サービスの充実等、これまでの国、県や本町の取組により、出産期の女性の労働力率が落ち込むM字カーブ*問題は本町においても解消に向かいつつあります。しかし、女性の正規雇用率は20代後半でピークを迎え、その後は急激に低下し30代以降は低迷する、いわゆるL字カーブ*問題が新たな課題となっています。(38頁参照)

また、少子高齢化が進む我が国では、仕事をしながら、家族の介護を担う、いわゆるビジネスケアラーが増加しています。経済産業省の推計によると、令和12(2030)年には家族介護者833万人のうち、約4割にあたる約318万人がビジネスケアラーになると見込まれています。

住民意識調査の結果では、就職の機会や職場における男女の地位について「平等」と回答した人の割合は26.4%であり、令和元年度調査(31.6%)と比較すると低下しており、男性の方が優遇されている(「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人の割合が49.4%であり、「平等」と回答した人の割合を上回っています。

また、女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なこととして、「育児・介護との両立について職場の支援制度が整っていること」と回答した人の割合が6割を超えて最も高く、女性の活躍が進むための家族や社会等で必要な環境整備については、「夫の積極的な家事・育児・介護への参加」と回答した人の割合が7割を超えて最も高くなっています。

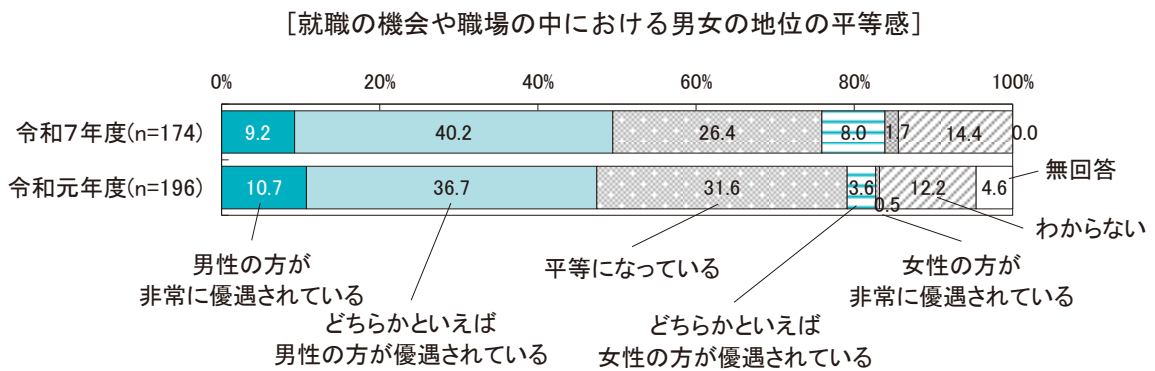
一方、育児休業制度について、「知っており、利用したことがある」と回答した人の割合は、男性で4.2%、女性で13.3%となっており、男性の割合は目標の10%に達していません。

◆◆課題◆◆

男女共同参画意識の高まりを背景に全国的に働く女性は増えているものの、男性と比べて非正規雇用の割合が高く、賃金も低い状況が続いています。また、職場での男女平等意識は高まりつつあるものの、男性が優位であると感じている女性は依然として多く、働く場において男女共同参画の取組を一層推進する必要があります。

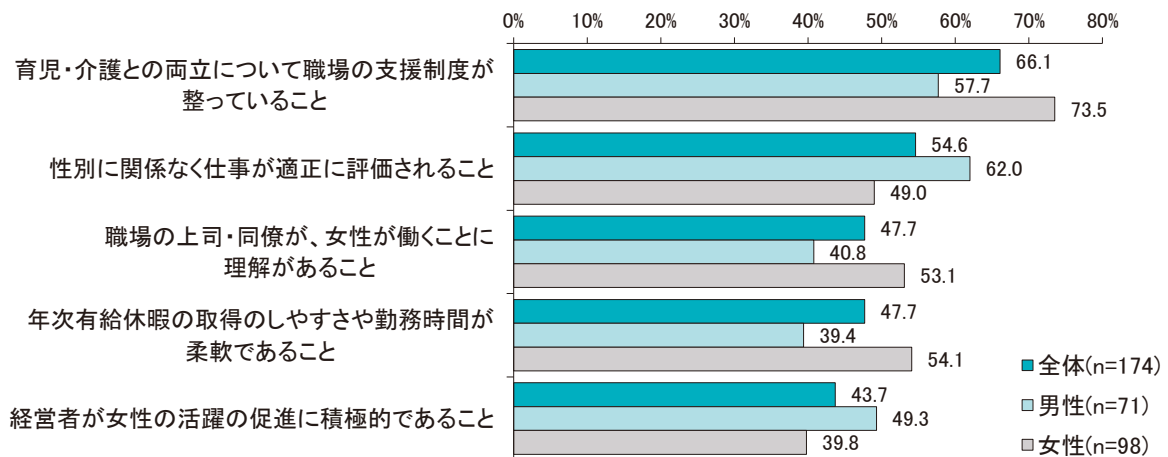
このため、働く場において男女の均等な機会と待遇が確保されるよう、関係機関と連携を図りながら、事業者に対する啓発に取り組むとともに、女性が活躍するために必要な能力を身に付ける機会の充実が求められます。

また、働くことを希望するすべての人が、仕事と育児・介護の両立に不安や負担を感じることなく働き続けられるよう、働き方の見直しや育児休業・介護休業の取得促進等、ワーク・ライフ・バランス*を推進する職場環境づくりについて事業者等への働きかけが必要です。あわせて、多様なニーズに応じた子育て支援の充実や、地域包括ケアシステム*の深化・推進により、家族の介護負担の軽減を図る必要があります。



資料：男女共同参画に関する住民意識調査

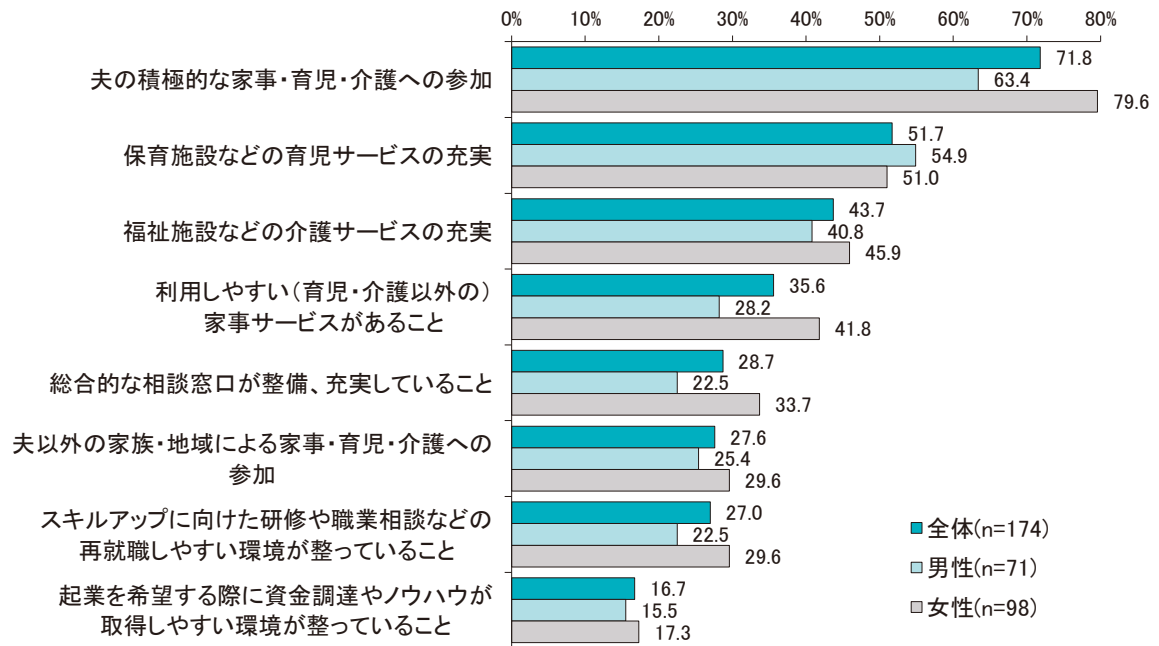
[女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要だと思うこと（上位5項目）]



資料：男女共同参画に関する住民意識調査

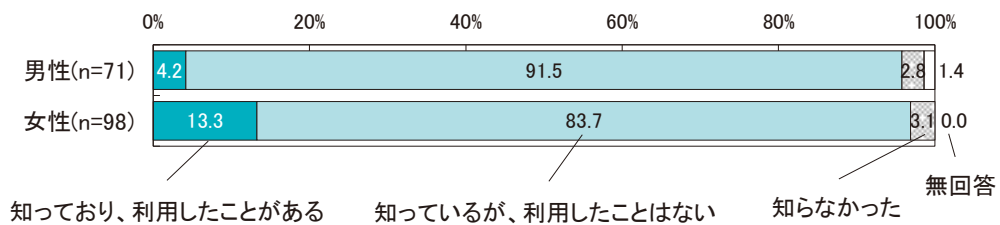


[女性の活躍が進むために必要と考える環境整備（上位8項目）]



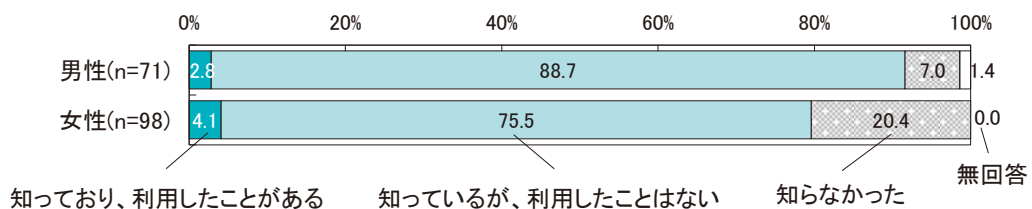
資料：男女共同参画に関する住民意識調査

[育児休業制度の利用経験・認知度]



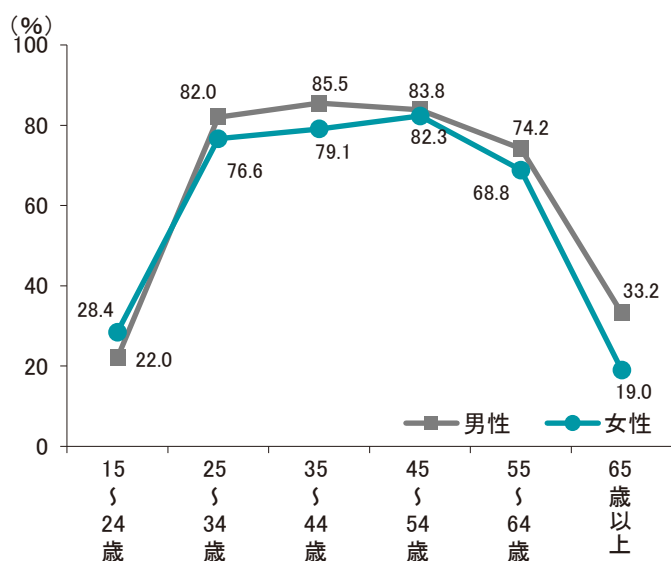
資料：男女共同参画に関する住民意識調査

[介護休業制度の利用経験・認知度]



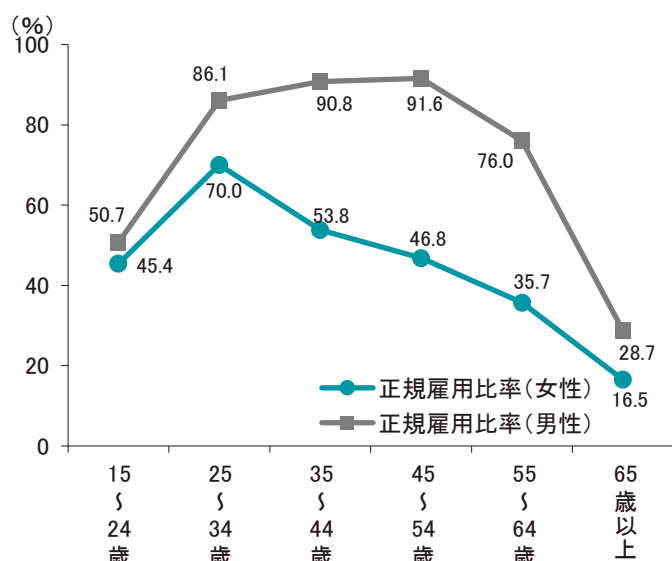
資料：男女共同参画に関する住民意識調査

[就業率（令和2年）（周防大島町）]



資料：国勢調査

[正規雇用比率（令和6年）（全国）]



資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

◆◆今後の取組◆◆

(1) ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた取組の推進

事業所への啓発の推進	<p>事業所等に、長時間労働の削減や有給休暇取得の促進、育児・介護休業制度等の法制度や支援制度の周知を図るための啓発や情報提供を行います。</p> <p>ワーク・ライフ・バランス*の取組の好事例等の情報提供を行います。また、山口県が実施する「やまぐち」とも×いく「応援企業登録制度」等の情報提供の充実を図ります。</p>
住民への啓発	<p>育児・介護休業、短時間正社員制度等仕事と家庭生活の両立支援制度の周知を図るため、情報発信や啓発等を行います。</p>
子ども・子育て支援の充実	<p>多様な保育サービスや地域における子育て支援の充実を図ります。</p>
介護サービスの充実	<p>在宅で介護を行う家族の負担軽減を図るため、居宅介護サービスや福祉サービスの充実を図り、必要な情報の提供や相談窓口の周知等を行います。</p>

(2) 男女均等な雇用機会確保のための啓発の推進

男女均等な雇用機会確保の普及・啓発	事業所や自営業者等に対し、男女雇用機会均等法等の関係法・制度の普及啓発を図るとともに、就業環境を整備するための情報提供や啓発を行います。
ポジティブ・アクション*の促進	事業所等対象とし、ポジティブ・アクション*推進の好事例等の情報提供を行います。 また、山口県が実施する「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の認定制度等の情報提供の充実を図ります。
マタニティハラスメント*の防止に関する啓発	職場における妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いをなくすため、マタニティハラスメント*の防止に関する啓発を行います。

(3) 女性の能力発揮への支援

女性の能力発揮の促進	女性が、政策・方針決定過程をはじめ、様々な分野に積極的に自ら参画していくとともに、それに必要な能力発揮を促進するため、生涯にわたる学習機会の充実を図るとともに、各種講演会、イベント等の情報提供の充実を図ります。
女性の人材に関する情報の収集・提供	様々な分野で積極的に活動し、各分野で活躍している女性の人材について情報収集するとともに、町内に広く情報共有を図り活躍の機会を広げます。
相談窓口の周知と相談体制の充実	女性の能力発揮を支援する相談窓口や支援制度等を周知するとともに、山口県や関係機関と連携を強化し、働く女性を支援するための相談体制の充実を図ります。

◆ 評価指標 ◆

指標	現状値		目標値 (令和12年度)
		年度	
就職の機会や職場での男女の地位が平等であると思う人の割合	26.4%	令和7年度	上昇させる
保育園の待機児童	0人	令和7年度 (4/1現在)	0人
放課後児童クラブ待機児童	0人	令和7年度 (5/1現在)	0人
育児休業を取得した経験がある男性の割合	4.2%	令和7年度	15.0%
育児休業を取得した経験がある女性の割合	13.3%	令和7年度	15.0%
介護休業を取得した経験がある男性の割合	2.8%	令和7年度	10.0%
介護休業を取得した経験がある女性の割合	4.1%	令和7年度	10.0%

重点項目3 家庭生活における男女共同参画の推進

◆◆現状◆◆

近年では、「女性は家庭、男性は仕事」という固定的な役割分担意識が見直され、男女が共に仕事と生活を両立する社会へと変化しつつあります。女性の活躍が広がることは、女性だけでなく、男性にとっても仕事と生活を両立しやすい環境づくりにつながり、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。また、家庭において男女が共に家庭責任を担う姿を示すことは、子どもが成長過程において男女共同参画の意識を自然に理解し、身に付けていくことにつながります。

住民意識調査の結果では、家庭生活の中における男女の地位について「平等」と回答した人の割合は29.9%であり、令和元年度調査（27.6%）と比較すると大きな変化はみられず、男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が48.3%であり、「平等」と回答した人の割合を上回っています。

また、家庭における役割分担について、「食事のしたく」、「食事の後かたづけ、食器洗い」、「洗濯」では、「妻が中心である」と回答した人の割合が4割を超えています。

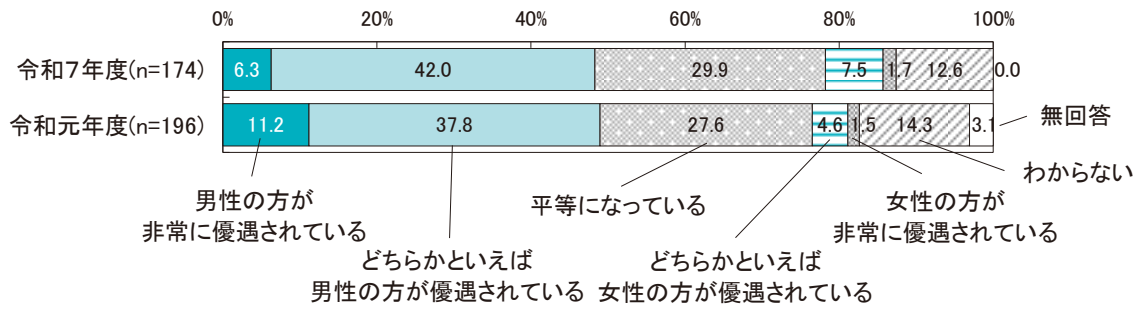
一方、男性が家事や地域活動等に参加していくために必要だと思うことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と回答した人の割合が5割となっています。

◆◆課題◆◆

性別による役割分担意識は徐々に改善しつつあるものの、家事・育児・介護等の負担は依然として女性に偏っており、意識と実態の間には差が見られます。家庭における男女共同参画を促進するためには、男性の家事・育児・介護等への参画意識を高めるとともに、性別や世代にとらわれず誰もが地域で活躍できる環境づくりを進めることが重要です。

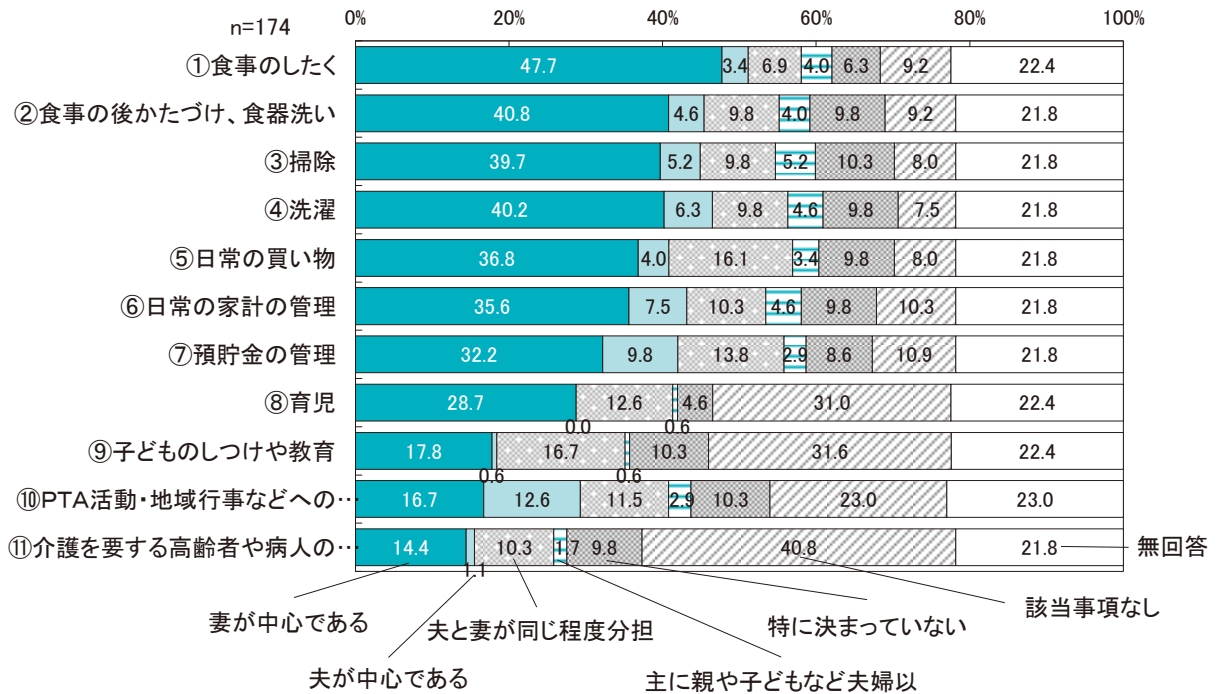
あらゆる年齢層において固定的な性別による役割意識を持たせたり、受け継いだりすることのないよう、子どもころから家庭における男女共同参画への理解を深め、意識の変革を図るとともに、男女が共に家事・育児・介護の責任を担う社会の実現に向け、取組を一層推進していく必要があります。

[家庭生活の場における男女の地位の平等感]



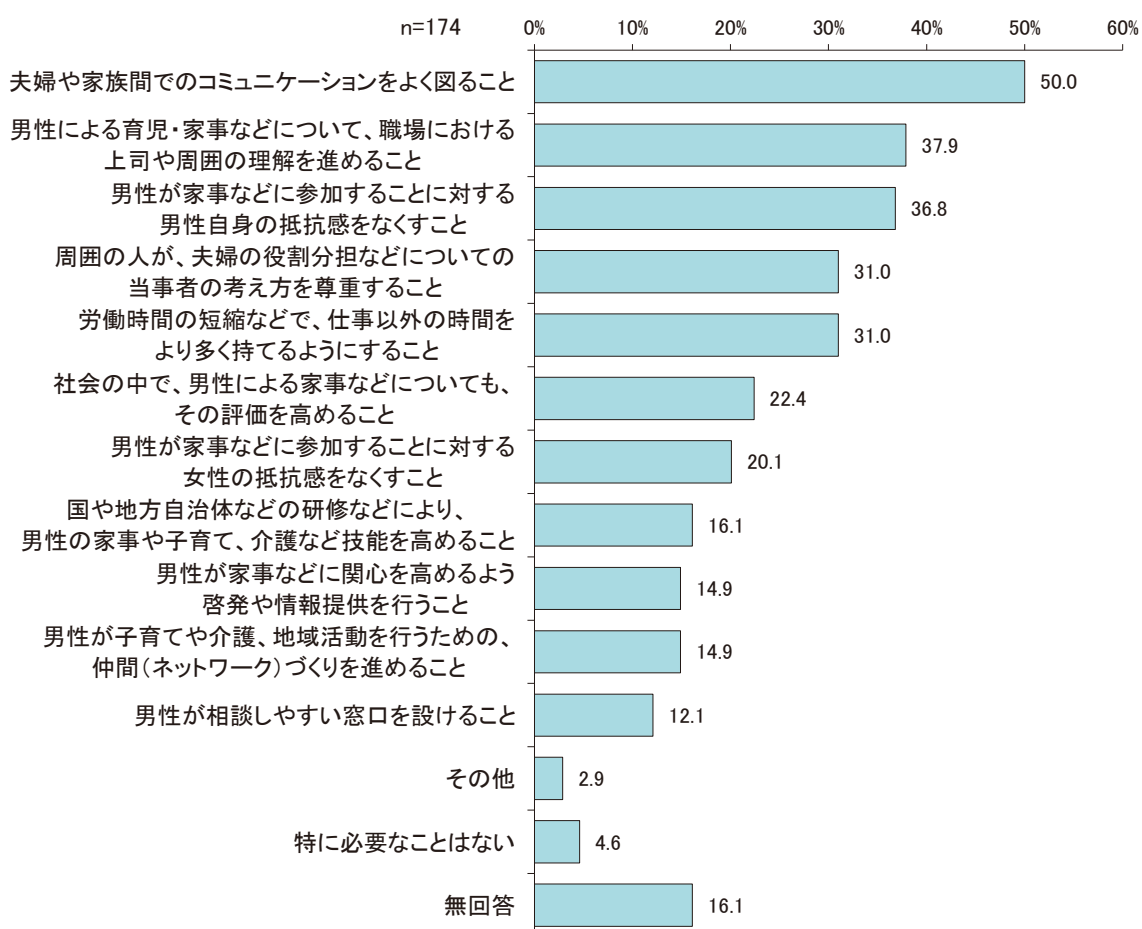
資料:男女共同参画に関する住民意識調査

[家庭における役割分担]



資料:男女共同参画に関する住民意識調査

[男性が家事や地域活動等に参加していくために必要だと思うこと]



資料：男女共同参画に関する住民意識調査

◆◆今後の取組◆◆

(1) 男性の家事・育児・介護への参画促進

男性の家事・育児・介護への参画に関する啓発の推進	男性が積極的に家事・育児・介護等に参画するよう男女双方への啓発を行うとともに、国や山口県が実施する男性を対象とした家事参画関連行事等の情報提供を行います。
--------------------------	---

(2) 男女共同参画に関する家庭教育の促進

家庭における男女共同参画の重要性に関する啓発の推進	保育園、学校等を通じて、子どもの保護者を対象に男女共同参画に関する啓発を行い、家庭において家事・育児・介護に男女が共に参画することの重要性の理解促進を図ります。
家庭教育に関する啓発の推進	親子のより望ましい関係を築くために、子育てに悩みを抱える保護者に対する支援を、関係各課と連携して行います。

◆◆評価指標◆◆

指標	現状値		目標値 (令和12年度)
		年度	
家庭生活の場における男女の地位が平等であると思う人の割合	29.9%	令和7年度	上昇させる

重点項目4 地域における男女共同参画の推進

◆◆現状◆◆

全国的に人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、特に若い世代が大都市圏へ流出する傾向が強まっています。本町においても、人口減少と少子高齢化は顕著であり、令和7年1月の15～29歳の人口を令和2年と比較すると、男性は26.7%、女性は23.7%減少しています。また、共働き世帯や高齢者のみの世帯の増加、地域コミュニティとの関わり方の変化等、暮らしや地域のあり方も大きく変化しており、従来とは異なる課題が生じています。

こうした状況の中で地域の活力を維持・向上させていくためには、性別や年齢にとらわれることなく、一人ひとりが地域の担い手として主体的に参画し、力を発揮できる環境づくりが重要です。

住民意識調査の結果では、地域活動における男女の地位について「平等」と回答した人の割合は29.3%であり、令和元年度調査（33.7%）と比較するとやや低下しています。男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が36.7%であり、「平等」と回答した人の割合を上回っています。

また、町における自治会長に占める女性の割合は、令和7年4月1日現在13.5%で増加傾向にあります。

◆◆課題◆◆

性別にかかわらず、様々な町民が地域活動に参加し、その力が発揮できるようにするためには、性別による役割分担意識を解消し、地域づくりに男女双方の視点を活かすことが重要です。また、地域活動へ参画しやすい環境を整えるためには、個人の意識改革だけでなく、地域、企業等も含めたワーク・ライフ・バランス*に関する意識改革も必要です。

[15～29歳人口（周防大島町）]

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
男性	742人	652人	652人	614人	569人	544人
女性	608人	552人	496人	501人	480人	464人
計	1,350人	1,204人	1,148人	1,115人	1,049人	1,008人

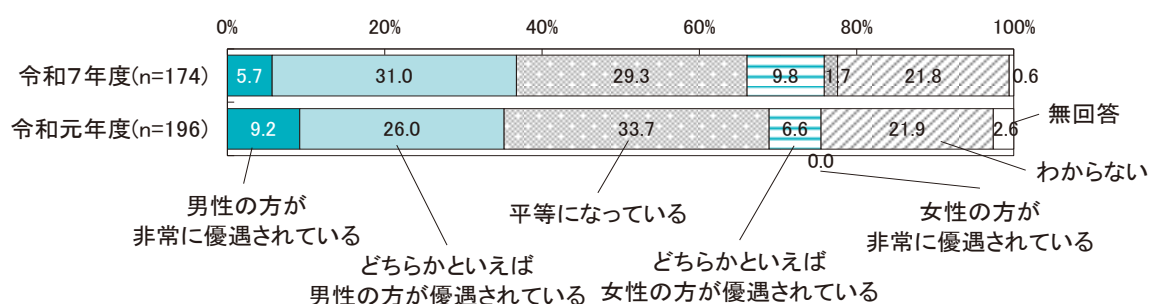
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

[自治会長への女性の参画状況（周防大島町）]

	自治会長数	女性自治会長数	女性自治会長割合
令和2年	205人	15人	7.3%
令和3年	212人	16人	7.5%
令和4年	211人	19人	9.0%
令和5年	207人	17人	8.2%
令和6年	207人	23人	11.1%
令和7年	208人	28人	13.5%

資料：周防大島町（各年4月1日現在）

[地域活動の場における男女の地位の平等感]



資料：男女共同参画に関する住民意識調査

◆◆今後の取組◆◆

(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

地域活動団体等への啓発の推進	自治会や地域の保健・福祉・環境等の活動において、男女の視点を活かせるよう、方針決定過程への女性の参画を促進するための啓発を行います。
地域活動における性別による固定的役割分担意識の解消	自治会や地域の保健・福祉・環境等の活動において、性別による固定的役割分担意識を解消するための啓発を行います。
住民の地域活動参加の促進	男女が共に地域の様々な活動に参画しやすいよう、活動の情報提供や参加のきっかけをつくる機会の充実を図ります。

(2) 地方創生における男女の活躍促進

移住・定住促進事業	移住・定住や結婚に関するイベント等をはじめとした、ライフステージ*ごとのきめ細やかな支援を行い、男女がともに、希望する暮らし方を選択できる地域の環境づくりを推進します。
-----------	--

(3) 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備

各種組合等への啓発の推進	男女が共に経営や方針決定の場への参画ができるよう、また、農林水産業等の運営に女性の視点が活かされるよう、各種組合等の役員や農業委員等への女性の登用、方針決定過程への参画促進のための啓発を推進します。
6次産業*化への支援	農産物・水産物加工等の分野において、女性の起業や法人化を目指すグループの支援を行います。

◆◆ 評価指標 ◆◆

指標	現状値		目標値 (令和12年度)
		年度	
地域活動の場における男女の地位が平等だと思う人の割合	29.3%	令和7年度	上昇させる
自治会長における女性の割合	13.5%	令和7年度 (4/1現在)	20.0%

基本目標 2 安心・安全な生活環境の実現

重点項目 5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

◆◆現状◆◆

恋人や配偶者等、親密な関係にある者から振るわれる暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV*）は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。DV*は、固定的な性別役割分担意識や男女間の社会的、経済的格差等の社会構造的な問題を背景としており、女性が被害者となりやすい一方で、男性が被害者となった場合は相談がしづらい等の問題もあります。

また、情報通信技術（ICT*）の進化やSNS等の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、男女間の暴力は一層多様化しており、新たな形の暴力に対応する必要があります。

住民意識調査の結果では、配偶者や恋人等パートナーから暴力行為を受けた経験があった（「何度もあった」＋「1、2度あった」）と回答した人の割合は、「身体的暴行の経験」が11.5%、「心理的攻撃の経験」が14.3%、「性的強要の経験」が11.4%となっています。

また、パートナーから暴力行為を受けたときに、欲しかった助けについて、「加害者への教育」、「心のケアのためのカウンセリング」、「加害者から離れて暮らすための住宅確保」、「警察官などによる介入」が上位となっています。

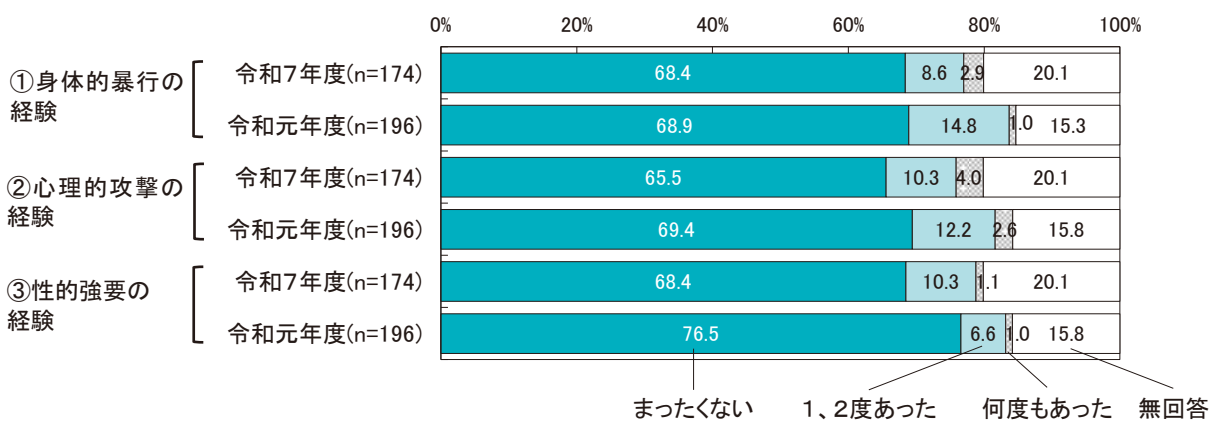
一方、男女間における暴力をなくすために必要だと思うことについて、「社会のあらゆる分野で人権尊重や暴力を許さない意識を醸成するための啓発を行う」、「法律や制度の見直しを行う」と回答した人の割合が4割を超えています。

◆◆課題◆◆

DV*防止法に基づき、配偶者やパートナー等からの暴力（DV*）やストーカー*、性暴力、セクシュアル・ハラスメント*等のあらゆる暴力の根絶を目指し、暴力を認識し、許さない地域社会の環境をつくるための啓発とともに、子どもころからの教育が必要です。

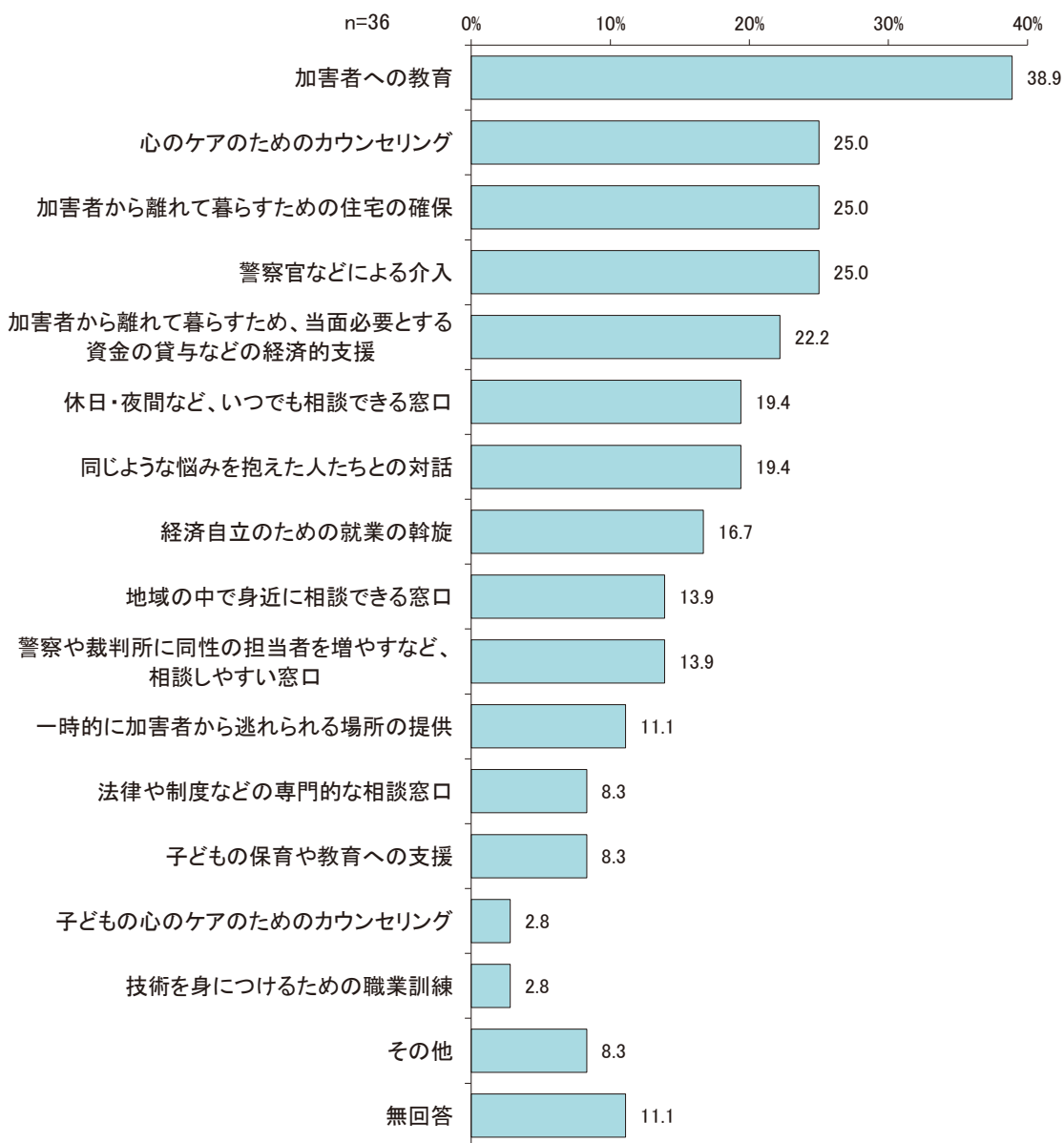
また、男女間の暴力の被害を早期に発見し、被害者に対して必要な対応や支援を迅速に行うため、相談窓口の周知、利用しやすい体制整備を推進するとともに、山口県や関係機関等と連携体制を強化する必要があります。また、被害者の早期発見、被害発生時に適切な対応を行うためには、町民や町職員一人ひとりが知識を身につけることが重要です。被害者の情報保護の徹底や安全に配慮し、利用可能な制度に関する情報提供や支援の充実が求められています。

[配偶者や恋人等パートナーから受けたことのある暴力行為]



資料: 男女共同参画に関する住民意識調査

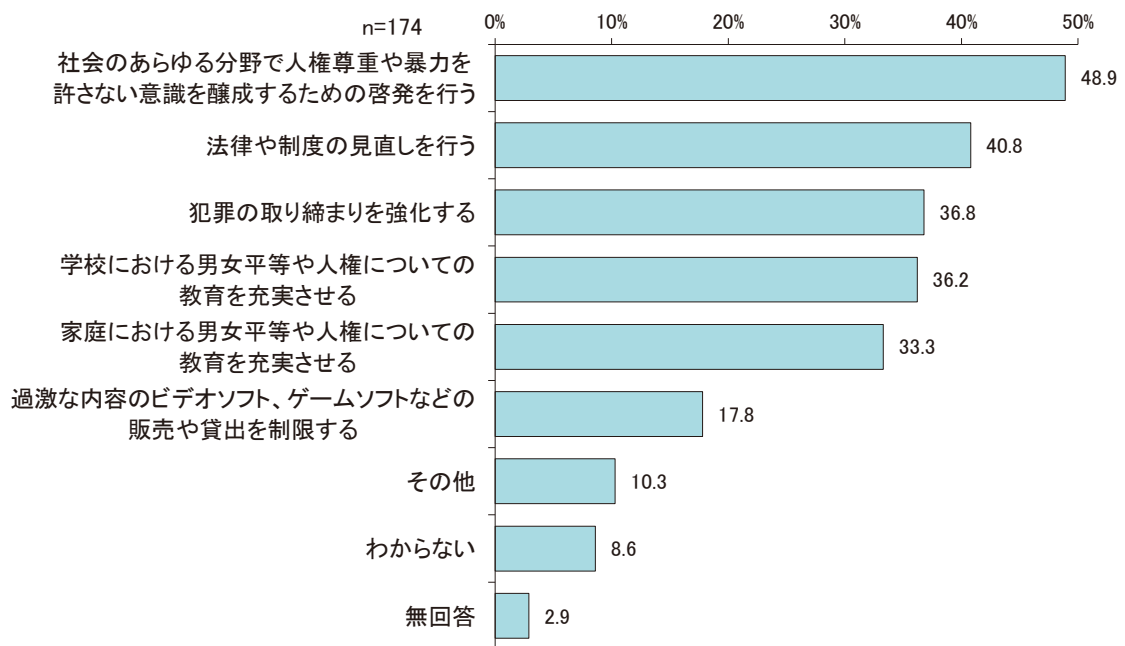
[パートナーから暴力行為を受けたときに、欲しかった助け]



資料: 男女共同参画に関する住民意識調査



[男女間における暴力をなくすために必要だと思うこと]



資料：男女共同参画に関する住民意識調査

◆◆ 今後の取組 ◆◆

(1) 暴力を許さない意識啓発の推進

DV* 防止に関する意識啓発の推進	より多くの方に周知するために様々な媒体を活用し情報提供の充実を図り、DV* 防止に関する啓発を推進します。
若者に向けた意識啓発の推進	デートDV* に関する理解を深めるための意識啓発を行います。また、インターネットやSNS等による暴力被害の防止のため、デジタルリテラシー* 教育や啓発活動を推進します。
ハラスメント* 防止対策の推進	多様なハラスメント* を防止するため、事業所、学校、地域活動等において、情報提供や意識啓発を図ります。

(2) DV* 被害者の相談体制の充実

相談体制の充実	山口県や関係機関と連携を強化し、被害者支援のための相談体制の充実を図ります。
相談窓口の周知	相談窓口に関する情報提供の充実を図ります。

(3) 関係機関等との連携・協働

関係部署、関係機関等との連携強化	庁内関係課や山口県、関係機関等と連携を図り、DV*被害の早期発見、適切な保護、自立支援等、DV*対策の充実を図ります。
------------------	---

◆◆評価指標◆◆

指標	現状値		目標値 (令和12年度)
		年度	
身体的な暴力を受けた経験がある人の割合	11.5%	令和7年度	減少させる
心理的な暴力を受けた経験がある人の割合	14.3%	令和7年度	減少させる
性的な暴力を受けた経験がある人の割合	11.4%	令和7年度	減少させる
男女間の暴力に関する相談窓口を知っている住民の割合	-	-	50.0%



重点項目6 男女共同参画の視点に立った困難な状況にある人への支援

◆◆現状◆◆

人口減少や少子高齢化、雇用情勢や家族形態の変化を背景として、非正規雇用者の増加や単身世帯、ひとり親世帯の増加等、生活上の困難に陥りやすい人が幅広い世代に広がっています。特に、女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景とし、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況があります。

ひとり親家庭をはじめとする貧困の子育て世帯は、子どもが成長した後も貧困が続く傾向があり、そうした世帯や、不安定な就業を継続せざるを得ない単身・高齢者女性に対する支援が必要です。

また、性的マイノリティ*であること、障害があること、外国人であること等を理由とした社会的困難を抱えている人が、固定的な性別による役割分担意識や性差等に関する偏見による複合的な困難を抱えることがあります。

◆◆課題◆◆

女性の貧困等を解消し、その影響を断ち切るために、子どもの貧困対策のみならず、個人の様々な生き方に沿った自立のための支援が必要です。また、生活上の困難に陥りやすい人々が安心して相談・支援を受けられるよう、関係機関と連携を図り、包括的な支援体制の構築に取り組むことが必要です。さらに、高齢者が安心して暮らせる環境が整備されるよう、男女共同参画の視点に立った多面的な取組が必要です。

また、障がい者、外国人、性的マイノリティ*等の理由により社会的困難を抱えている人が安心して自立して暮らすことができる環境づくりを進めることも必要です。

◆◆今後の取組◆◆

(1) 貧困等生活上の困難に対する支援の推進

各種助成制度の情報提供の充実	様々な困難を抱える住民に対する各種助成制度についての情報提供の充実を図ります。
包括的な支援体制の充実	令和7年4月に福祉課へこども家庭センターを設置し、母子保健機能と児童福祉機能を一体化し、妊産婦や子育て家庭に対する切れ目のない包括的で継続的な支援を行います。 今後も各課が連携して対応します。
生活困窮者自立支援制度の推進	生活困窮者の世帯状況に応じてきめ細やかな対応を目指します。
ひとり親家庭等の自立支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定と社会的・経済的な自立を促進するための相談・支援体制の充実に取り組みます。
ひとり親家庭等の経済的支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、対象者が適切に支援を受けることができるよう普及啓発に取り組みます。
子どもの教育支援	関係各課、スクールソーシャルワーカー（SSW）との連携を図るとともに、就学援助を必要とする家庭へ必要な情報が届くよう周知を図ります。

(2) 高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせる環境の整備

地域包括ケアシステム*の深化・推進	多職種連携を進め、地域課題の把握、解決を図る場を確保します。
地域包括支援センターの機能強化	高齢者の心身の健康、安全な生活の確保のため専門職の確保を図り、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
高齢者の社会参加の推進	介護予防、自立支援の観点から、高齢者の社会参加の仕組みづくりを推進します。
障害福祉サービス等の充実	充実した障害福祉サービスの利用ができるよう取り組みます。
障害のある人の自立支援の推進	地域で自立した生活が送れるよう就労支援や療育、教育の充実、地域への参加促進に取り組みます。

◆◆評価指標◆◆

指標	現状値		目標値 (令和12年度)
		年度	
介護・福祉施設のサービスが受けやすいと回答した人の割合（総合計画策定のためのアンケート調査）	32.3%	令和7年度	上昇させる

重点項目7 生涯を通じた男女の健康支援

◆◆現状◆◆

一人ひとりが性別に関わらず、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態で過ごすことができ、自らの身体や性に関して正しい知識に基づき自己決定ができることは、すべての人が保障されるべき基本的人権の一つです。男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提となります。

心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは、健康を維持・増進するために必要であり、特に女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフステージ*ごとに大きく変化する特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。

また、男性は身体的特徴の他に仕事中心の生活から生活習慣が偏ることも要因の一つとなり、メタボリックシンドローム*該当者・予備群の割合が女性よりも高くなっています。

さらに、人生100年時代を見据え、身体的、精神的、社会的な健康寿命*の延伸のための取組が重要です。

◆◆課題◆◆

性別や年齢等にかかわらず生涯にわたって主体的な健康づくりに取り組むため、身体や健康について正確な知識・情報を提供するとともに、健康づくり支援の充実を図る必要があります。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*（性と生殖に関する健康と権利）への町民の理解を深めるとともに、女性、男性特有の疾病に関する情報提供や検診の充実を図る必要があります。

◆◆今後の取組◆◆

(1) 生涯を通じた男女の健康支援

健康診査・がん検診等の充実	住民が自分自身の健康管理を行えるよう、疾病の早期発見・対応を図るための正しい知識や情報の提供、各種健診の実施、必要な保健指導を行います。
生活習慣の改善に向けた取組の推進	関係機関と連携しながら、ちよび塩に加え高血圧対策を重点として取り組み、循環器疾患をはじめとした生活習慣病予防対策の強化を図ります。
運動・身体活動の推進	住民が自分自身の健康づくりに取り組めるよう、運動・身体活動について普及啓発や習慣の定着を目的とした各種教室等の実施、関係機関と連携し、運動に親しむ機会や取組への情報発信に努めます。

(2) 妊娠・出産期における健康管理の支援

健診・相談の充実	安心・安全に子どもを産み、育てることができるよう妊婦健康診査や産婦健康診査を実施します。 また、不妊治療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
妊娠・出産に関する情報提供の充実	妊娠・出産・子育ての総合相談窓口である、周防大島町こども家庭センターの周知を図るとともに、妊産婦や保護者等の各種相談に応じ、必要な情報提供や保健指導を行います。

◆◆評価指標◆◆

指標		現状値		目標値 (令和12年度)
			年度	
健康寿命* (日常生活動作が自立している期間の平均)	男性	79.0歳	令和2年度	延伸させる
	女性	83.6歳	令和2年度	延伸させる
特定健康診査受診率		36.0%	令和6年度	45.0%
がん検診受診率	胃がん	4.0%	令和6年度	15.0%
	肺がん	11.9%	令和6年度	20.0%
	大腸がん	11.5%	令和6年度	20.0%
	乳がん	6.3%	令和6年度	25.0%
	子宮がん	5.0%	令和6年度	20.0%
妊婦健診受診率		100%	令和6年度	100%
産婦健診受診率 (産後1か月)		100%	令和6年度	100%

重点項目 8 防災における男女共同参画の推進

◆◆現状◆◆

地域社会は、介護・育児・防災・防犯への助け合い等、人々の生活の重要な基盤となっています。東日本大震災の教訓を踏まえて、国や県においては、地域における防災・復興体制について男女共同参画の視点での強化が進められてきました。国の「防災基本計画」、「男女共同参画基本計画」、「避難所運営ガイドライン」等において、「防災に関する政策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画の拡大」、「自主防災組織や防災リーダーの育成等における女性の参画促進」、「指定避難所の運営における女性の参画の推進」等の事項が定められています。令和2年5月には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が、内閣府男女共同参画局において決定されました。

近年、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしていますが、女性と男性が災害から受ける影響の違い等に十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって重要です。

また、非常時に、固定的な性別役割分担意識を反映し、増大する家事や育児、介護等の家庭責任が女性へ集中することが問題にあがっています。

◆◆課題◆◆

女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、「避難所開設・運営マニュアル」に基づいた避難所運用に努めるとともに、自主防災組織や消防団員等の防災活動への女性の参画を促し、平常時からの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策が必要です。

◆◆今後の取組◆◆

(1) 防災の現場における女性の参画拡大

女性の視点を活かした地域防災活動の推進	防災に関する施策方針決定の場への女性の参画を促進します。
消防団への女性の参画の促進	女性消防団員の入団の促進に努めます。
自主防災組織の育成と女性の参画促進	積極的な女性の参画について、防災学習等の機会に呼びかけを行います。
多様な視点に配慮した避難所運営の促進	策定した「避難所開設・運営マニュアル」の周知徹底を図り、男女共同参画、その他の多様な視点に配慮した避難所運営を促進します。

◆◆評価指標◆◆

指標	現状値		目標値 (令和12年度)
	年度		
消防団における女性団員数	11人	令和7年度 (4/1現在)	15人

基本目標3 多様性に富んだ社会の実現に向けた意識づくりの推進

重点項目9 男女共同参画の理解を深める教育・啓発の推進

◆◆現状◆◆

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識等にとらわれずに、主体的で多様な選択による、自分らしい生き方が尊重されるよう、男女共同参画への理解を深め、意識を育んでいくことが必要です。男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備は進んできていますが、依然として地域の様々な場において、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定的概念が男女共同参画の推進を妨げる一因となっています。

世界経済フォーラムが令和7年6月に公表した世界の各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（GGI）*において日本の順位は148か国中118位でした。（令和6年は146か国中118位でした。）

住民意識調査の結果では、社会全体における男女の地位が「平等」と回答した人の割合は16.1%であり、令和元年度調査（21.4%）と比較するとやや低下しています。また、社会通念・慣習・しきたり等における男女の地位が「平等」と回答した人の割合も10.9%と、令和元年度調査（15.8%）と比較すると低くなっています。

一方、学校教育の場における男女の地位が「平等」と回答した人の割合は47.7%であり、他の分野よりも高くなっていますが、男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が19.6%となっています。

また、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に肯定的な考えを持つ割合（「賛成」+「どちらかといえば賛成」）は12.0%であり、否定的な考えを持つ割合（「反対」+「どちらかといえば反対」）が68.9%と肯定的な考えを持つ人を大きく上回っています。

男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うことについて、「女性・男性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること」と回答した人の割合が67.8%、「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教えること」が45.4%、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」が35.6%と上位となっています（33頁参照）。

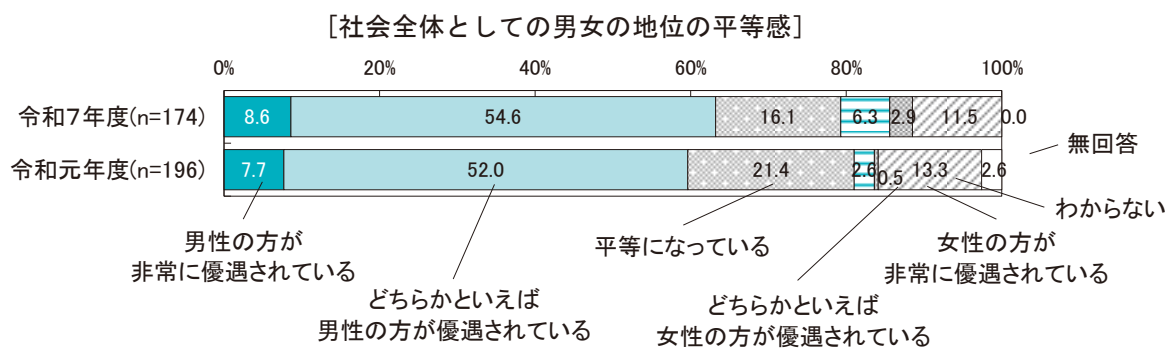
一方、男女共同参画は、「女子差別撤廃条約」や「北京宣言及び行動綱領」等国际社会における取組と密接に関係していることから、平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる令和12（2030）年を達成期限とする持続可能な開発目標（SDGs*）等の新たな国際的な動きを踏まえる必要があります。

◆◆課題◆◆

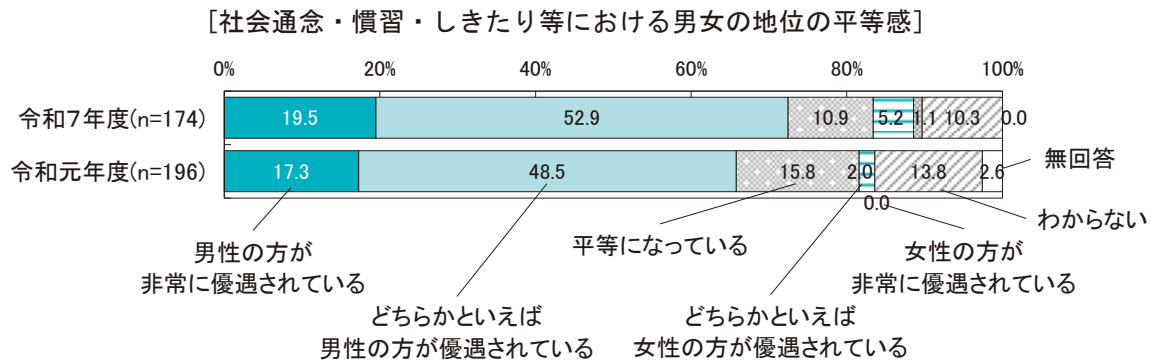
男女共同参画の推進にかかわる啓発等の取組は十分ではなく、今後その内容や方法を見直すとともに、すべての年齢層の関心を高めるための啓発等、より広い層の町民を対象とした取組が必要です。

また、男女共同参画を推進するための教育へのニーズが高くなっており、学校教育やすべてのライフステージ*に対応した教育の場で、性別にかかわらず自分自身の生き方を選択できる意識や能力を身につけるための教育を推進することが必要です。

さらに、男女共同参画に関する理解を深め、意識を高めるためには、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きや国の男女共同参画施策の情報について、住民にわかりやすく周知を図ることが必要です。



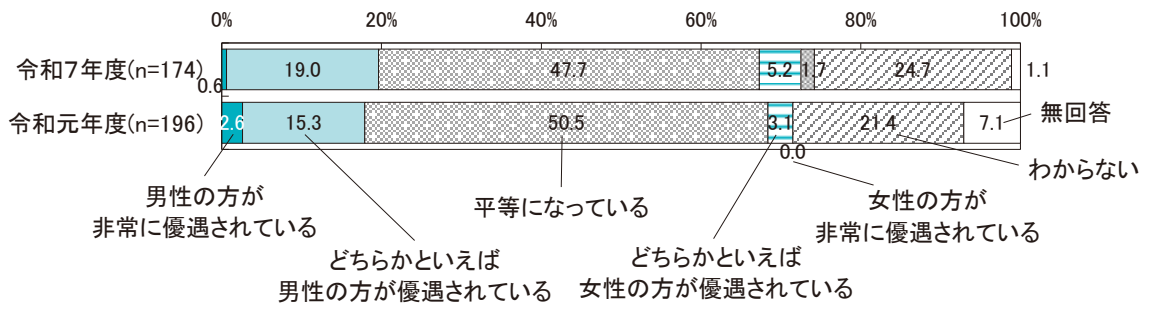
資料：男女共同参画に関する住民意識調査



資料：男女共同参画に関する住民意識調査

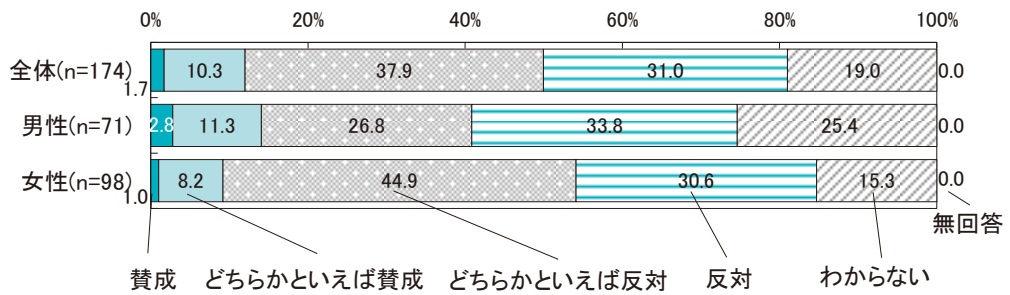


[学校教育の場における男女の地位の平等感]



資料: 男女共同参画に関する住民意識調査

[「男は仕事、女は家庭」という考え方について]



資料: 男女共同参画に関する住民意識調査

◆◆今後の取組◆◆

(1) 男女共同参画の理解を深める教育・啓発の推進

男女共同参画社会づくりに関する講演会・講座の開催	男女共同参画社会の理解を深めるための講演会や講座等を開催します。また、国や山口県で実施する講演会や講座等の情報提供を行い、町民の参加を促進します。
広報紙等による啓発の推進	男女共同参画に対する理解を深め、意識の高揚を図るため、町広報誌や町ホームページへ啓発記事を掲載します。また、国、山口県から提供される、男女共同参画に関するポスターや資料の掲示や配布により、啓発を進めます。
情報の収集・提供	男女共同参画に関する情報や資料を収集・整備するとともに、あらゆる取組に男女平等に対する視点を盛り込む際の資料として提供します。また、町広報やホームページ等により、町の男女共同参画社会づくりに向けた取組の情報を提供します。
学校等における男女平等教育・学習の推進	参観日や講演会等を活用し、子どもに対する発達段階に応じた男女平等への意識啓発を行うとともに、保護者に対しても研修効果を狙います。
学校の家庭科の授業の充実	支援員や地域ボランティア等の力を借りて、調理実習や裁縫の技能習得等の活動の充実を図ります。
キャリア教育*の推進	令和7年度より「やまぐちPRIDE」の醸成に向けての取組を推進しています。学校教育と社会教育を融合させた学社融合の地域連携教育を実施していくことで、児童生徒だけでなく、保護者・地域住民を含めて男女共に学習していく環境づくりを推進します。
生涯学習の推進	eスポーツ等の新しい生涯学習の分野も取り入れて、男女共に参加しやすい環境づくりを推進します。
性的マイノリティ*に関する理解の促進	性的マイノリティ*に関する理解を深めるための啓発に努めるとともに、相談体制の充実に努めます。

(2) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

国際理解・交流の推進	姉妹・友好交流都市と国際理解、国際交流を深めるとともに、町内の関係団体との連携・協力を図りながら身近な場で国際交流を進め、お互いを理解し、認め合う意識を育みます。
国際的な男女共同参画の取組の理解の促進	持続可能な開発目標（SDGs*）等の国際的な男女共同参画の取組に関する情報を収集し、啓発を行うとともに、男女共同参画について国際的視野に立って推進します。

◆◆評価指標◆◆

指標	現状値		目標値 (令和12年度)
		年度	
社会通念、慣習、しきたり等における男女の地位が平等であると思う人の割合	10.9%	令和7年度	上昇させる
教育の場における男女の地位が平等であると思う人の割合	47.7%	令和7年度	上昇させる
性別役割分担意識について賛成する人の割合	12.0%	令和7年度	減少させる
男女共同参画に関する町民を対象とした講演会・講座への参加者数	0人	令和7年度	50人
「広報すおう大島」への男女共同参画に関する啓発記事の掲載	2回	令和7年度	4回

重点項目 10 性の多様性への理解の促進

◆◆現状◆◆

国においては、LGBT理解増進法が令和5年6月に施行されました。近年では、「同性婚」や「選択的夫婦別姓」等、多様性や人権に関する課題も注目されています。

こうした中、山口県では、法的婚姻が認められていない同性カップル等が日常生活で感じる生きづらさを軽減し、性の多様性を認め合う環境づくりを通じて、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、「山口県パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。本町においても、性的指向や性自認等を理由に困難な状況に置かれないよう、性の多様性への理解促進に向けた取組を進めています。

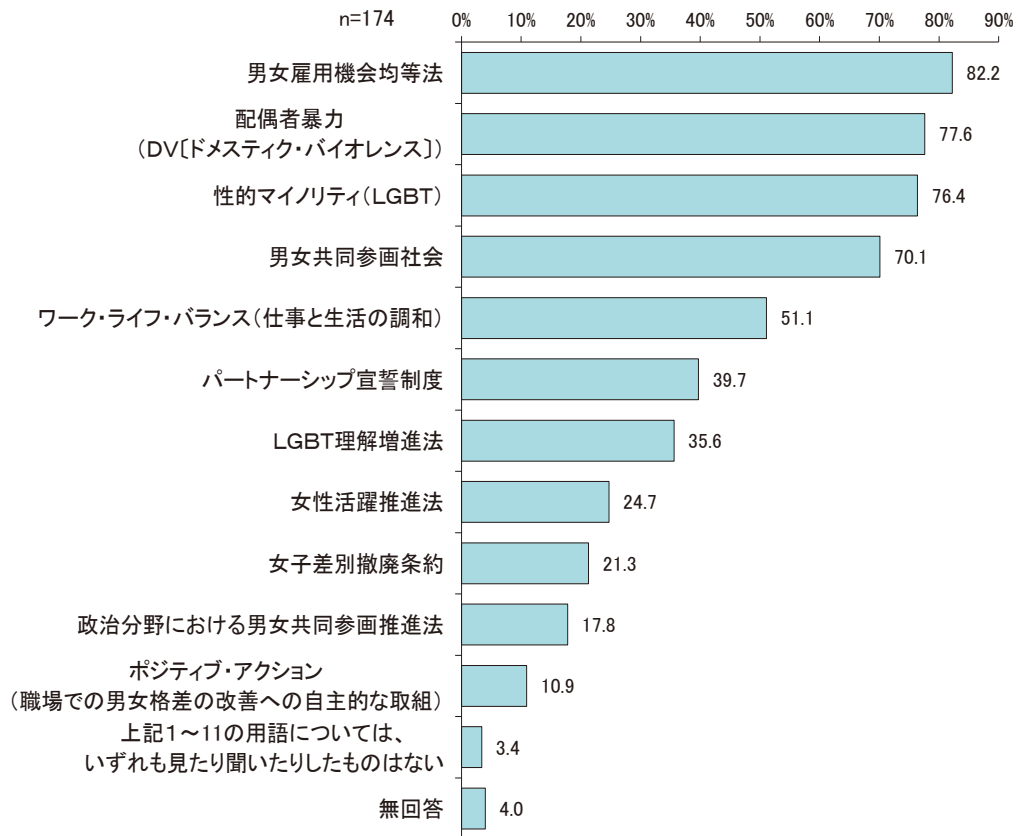
住民意識調査の結果では、性的マイノリティ*（LGBT）という用語を見たり聞いたりしたことがあると回答した人の割合は76.4%であり、高くなっていますが、LGBT理解増進法という用語を見たり聞いたりしたことがあると回答した人の割合は35.6%と低くなっています。

◆◆課題◆◆

既存の制度や慣行が、特定の属性を持つ人々にとって生きづらさの原因になっていないか、偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）が、意思決定や行動に影響を与えていないか等、多様な価値観やマイノリティの存在に対する知識や理解が必要です。一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、人権意識の向上と、性的マイノリティ*をはじめとする多様な人々への理解促進に継続して取り組むことが重要です。



[男女共同参画関係用語の認知度]



資料:男女共同参画に関する住民意識調査

◆◆今後の取組◆◆

(1) 性の多様性を尊重する意識の浸透

多様性に関する理解の推進	性的指向や性自認を理由とした偏見や差別の解消を目指し、正しい理解と認識を深めるため、町民に対する積極的な情報発信による啓発推進に努めます。
町職員等への啓発	町民対応において適切な配慮ができるよう、町職員に向けた研修等の実施により、性の多様性に対する理解の促進を図ります。

(2) 性の多様性に配慮した環境の整備

県や他自治体との連携	パートナーシップ宣誓制度を導入している県や県内の他自治体と連携し、性の多様性を認め合う住みよい環境づくりに向けた連携を図ります。
男女共同参画、性の多様性の視点に立った広報等の実施	町が情報発信する際には、男女共同参画や性の多様性の視点に立ち、適切な表現となるよう配慮します。

◆◆評価指標◆◆

指標	現状値		目標値 (令和12年度)
		年度	
性的マイノリティ* (LGBT) という用語を見たり聞いたりしたことがある割合	76.4%	令和7年度	100%

第5章

計画の推進





第5章 計画の推進

1 計画の推進

本計画に基づいた各種施策を総合的かつ効果的に推進するため、全庁的な推進体制の充実を図り、適切な進捗状況の管理及び評価を行うとともに、住民、事業者及び関係団体との連携を一層強化します。

2 推進体制

(1) 庁内推進体制の強化

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は、町政のあらゆる領域にわたっているため、職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立つとともに、各部局が情報の共有化と連携の強化を図り、施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、町のあらゆる施策において、男女共同参画の視点を踏まえて展開できるよう、町政への女性の参画の拡大、庁内体制の充実、職員への啓発等、取組の充実を図ります。

(2) 周防大島町男女共同参画審議会の機能の充実

男女共同参画の推進に関する事項について調査・審議を行う「周防大島町男女共同参画審議会」の機能の充実を図るとともに、住民の幅広い意見が審議会に反映されるよう努めます。

(3) 地域・事業所・関係機関・各種団体等との連携強化

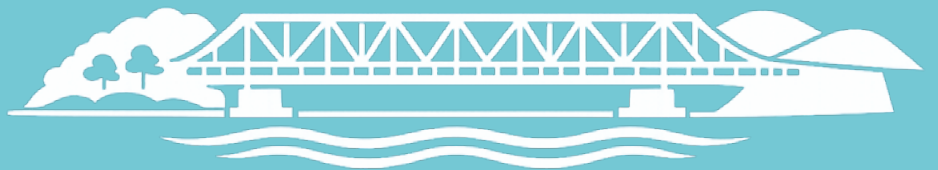
社会の構成員それぞれが連携しながら男女共同参画に主体的に取り組むことを推進するため、地域・事業所・関係機関・各種団体等との連携・協力体制の充実を図ります。

3 計画の進行管理及び評価

「周防大島町男女共同参画審議会」に施策の進捗状況を報告し、評価を行うとともに、町のホームページ等を通じて広く町民に公表し、意見を求めながら施策の進行管理に努めます。



參考資料



参考資料

1 周防大島町男女共同参画審議会設置要綱

平成 16 年 10 月 1 日

告示第 14 号

改正 平成 18 年 4 月 1 日告示第 24 号

(名称)

第 1 条 この審議会は、周防大島町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）という。

(目的)

第 2 条 審議会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭等あらゆる分野における各種団体や行政との緊密な連携のもとに、男女共同参画社会の推進に努めることを目的とする。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 周防大島町男女共同参画プランの策定に関する事。
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けての活動に関する事。
- (3) 男女共同参画社会の推進に係る施策等の普及啓発に関する事。
- (4) 男女共同参画社会の推進に係る情報交換及び情報提供に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第 4 条 審議会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 団体推薦者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 一般公募者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日告示第24号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

[周防大島町男女共同参画審議会委員名簿]

(敬称略)

	氏名
山口県農業協同組合（団体推薦者）	谷口 智隆
大島郡水産共励会（団体推薦者）	桑原 一吉
周防大島町商工会（団体推薦者）	平田 拓也
（株）山口銀行久賀支店（団体推薦者）	金田 佳紀
周防大島町自治会連合会	三谷 俊雄
大島郡連合婦人会	中元 みどり
周防大島町食生活改善推進協議会	小林 訓子
周防大島町母子保健推進協議会	吉兼 和子
周防大島町地域活動連絡協議会（母親クラブ）	長尾 恵子
一般公募	宮地 佳世

2 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正 令和7年6月27日法律第80号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条－第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。



- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(連携及び協働の促進)

第18条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条の2 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第18条の3 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第19条 国は、前3条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第20条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

附 則（令和7年6月27日法律第80号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

3 独立行政法人男女共同参画機構法

令和7年6月27日法律第79号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 役員及び職員（第7条—第11条）
- 第3章 業務等（第12条・第13条）
- 第4章 雑則（第14条）
- 第5章 罰則（第15条・第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第2条 この法律及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第2条第1項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人男女共同参画機構とする。

（機構の目的）

第3条 独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）は、男女共同参画促進施策（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下この条及び第12条第1号において「基本法」という。）第8条に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策をいう。以下同じ。）に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行うことにより、男女共同参画促進施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成（基本法第2条第1号に規定する男女共同参画社会の形成をいう。第12条第3号において同じ。）の促進に寄与することを目的とする。

（中期目標管理法人）

第4条 機構は、通則法第2条第2項に規定する中期目標管理法人とする。

（事務所）

第5条 機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。

（資本金）

第6条 機構の資本金は、附則第4条第1項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第2章 役員及び職員

（役員）

第7条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第8条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第19条第2項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第19条第2項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(理事の任期)

第9条 理事の任期は、二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第10条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第11条 機構の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 業務等

(業務の範囲)

第12条 機構は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 基本法第8条に規定する基本理念に関する国民の理解を深めるための啓発活動及び広報活動を行うこと。
- 二 男女共同参画促進施策に関係する国及び地方公共団体の機関並びに民間の団体その他の関係者相互間の連携及び協働の促進を行うこと。
- 三 女性教育関係者その他の国及び地方公共団体において男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員並びに民間の団体において男女共同参画促進施策に関する活動に従事する者並びに外国の機関の職員であってその国における男女共同参画社会の形成の促進に関する業務に従事するものに対する研修を行うこと。
- 四 女性教育に関する専門的な調査及び研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究を行うこと。
- 五 女性教育に関する情報及び資料その他の国及び地方公共団体の男女共同参画促進施策の策定及び実施並びに民間の団体が行う男女共同参画促進施策に関する活動に資する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 六 前各号に掲げる業務に関し、男女共同参画促進施策に関係する国及び地方公共団体の機関並びに民間の団体に対し、助言を行うこと。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第13条 機構は、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 機構は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。



第4章 雑則

(主務大臣等)

第14条 機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣
 - 二 第12条第3号に掲げる業務（女性教育関係者に対する研修に係る部分に限る。）及び同条第4号から第6号までに掲げる業務（女性教育に関する業務に係る部分に限る。）並びにこれらの業務に附帯する業務に関する事項については、文部科学大臣
 - 三 第12条に規定する業務のうち、前号に規定する業務以外のものに関する事項については、内閣総理大臣
- 2 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第5章 罰則

第15条 第10条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第12条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第13条第1項の規定により内閣総理大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第14条並びに附則第3条、第4条及び第10条の規定は、公布の日から施行する。

(機構の成立)

第2条 機構は、通則法第17条の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。

- 2 機構は、通則法第16条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(会館の解散等)

第3条 独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて機構が承継する。

- 2 機構の成立の際現に会館が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 会館の解散の日の前日を含む事業年度（次項において「最終事業年度」という。）及び通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間における業務の実績についての通則法第32条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定による評価は、機構が受けるものとする。この場合において、同条第2項の規定による報告書の提出及び公表は機構が行うものとし、同条第4項前段の規定による通知及び同条第6項の規定による命令は機構に対してされるものとする。
- 5 次に掲げる業務については、機構が行うものとする。
 - 一 会館の最終事業年度に係る通則法第38条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等に関する業務
 - 二 会館の最終事業年度に係る通則法第44条第1項及び第2項の規定による利益及び損失の処理に関する業務



6 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による処理において、通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が行うものとする。この場合において、附則第7条の規定による廃止前の独立行政法人国立女性教育会館法（平成11年法律第168号。以下この項及び次条第1項において「旧会館法」という。）第12条の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有するものとし、同条第1項中「文部科学大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人男女共同参画機構の令和8年4月1日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号）第12条」と、同条第2項及び旧会館法第15条第2号中「文部科学大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とする。

7 第1項の規定により会館が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（機構への出資）

第4条 前条第1項の規定により機構が会館の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（同条第6項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧会館法第12条第1項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（会館の職員から引き続き機構の職員となった者の退職手当の取扱いに関する経過措置）

第5条 機構は、機構の成立の日の前日に会館の職員として在職する者（独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第24号。以下この条において「平成18年整備法」という。）附則第4条第4項の規定の適用を受けた者に限る。）で引き続いて機構の職員となったものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成18年整備法の施行の日以後に会館を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

2 機構の成立の日の前日に会館の職員として在職する者（平成18年整備法附則第4条第4項の規定の適用を受けた者であって、平成18年整備法の施行の日以後引き続き会館の職員として在職する者に限る。）が、引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成18年整備法の施行の日以後の会館の職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に会館又は機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（機構の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置）

第6条 機構の役員又は職員についての通則法第50条の4第1項、第2項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）及び第6項並びに第50条の6の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第50条の4第1項	の中期目標管理法人役員であった者	の中期目標管理法人役員であった者（独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号。第6項において「機構法」という。）附則第3条第1項の規定により解散した独立行政法人国立女性教育会館（以下「旧会館」という。）の中期目標管理法人役員であった者を含む。以下この項において同じ。）
--------------	------------------	---



通則法第50条の4 第2項第一号	であった者	であった者（旧会館の中期目標管理法人役員であった者を含む。）
通則法第50条の4 第2項第四号	当該中期目標管理法人	当該中期目標管理法人（旧会館を含む。）
通則法第50条の4 第6項	したこと	したこと（機構法附則第7条の規定による廃止前の独立行政法人国立女性教育会館法（平成11年法律第168号。以下この項において「旧会館法」という。）又は旧会館が定めていた業務方法書、第49条に規定する規程その他の規則（以下この項において「旧会館規則」という。）に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。）
	させたこと	させたこと（旧会館の役員又は職員にこの法律、旧会館法若しくは他の法令又は旧会館規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。）
	であった者	であった者（旧会館の役員又は職員であった者を含む。）
通則法第50条の6 第一号	であった者	であった者（旧会館の中期目標管理法人役員であった者を含む。）
	定めるもの	定めるもの（離職前五年間に在職していた旧会館の内部組織として文部科学省令で定めるものが行っていた業務を行う当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものを含む。）
通則法第50条の6 第二号	うち、当該中期目標管理法人	うち、当該中期目標管理法人（旧会館を含む。）
通則法第50条の6 第三号	、当該中期目標管理法人	、当該中期目標管理法人（旧会館を含む。以下この号において同じ。）

（独立行政法人国立女性教育会館法の廃止）

第7条 独立行政法人国立女性教育会館法は、廃止する。

（独立行政法人国立女性教育会館法の廃止に伴う経過措置）

第8条 会館の役員又は職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行の日以後も、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第9条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第10条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

4 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30年5月23日法律第28号

最終改正 令和3年6月16日法律第67号

(目的)

第1条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第2条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第4条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第5条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第6条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第11条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第7条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第8条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第9条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第10条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第11条 国及び地方公共団体は、第7条から前条までに定めるもののほか、第6条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （令和3年6月16日法律第67号）

この法律は、公布の日から施行する。

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正 令和7年12月30日法律第84号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条－第5条の4）

第3章 被害者の保護（第6条－第9条の2）

第4章 保護命令（第10条－第22条）

第5章 雑則（第23条－第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第31条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。



第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。


- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第5項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。



3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（接近禁止命令等）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第三号及び第四号において同じ。）が配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。



- 2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、凶画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63）第2条第1項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
 - 十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。
 - 十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。



- 3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。））、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第2項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
 - 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第10条の2 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第二号及び第18条第1項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第22号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第10条第3項の規定による命令（以下この号並びに第17条第3項及び第4項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容



3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第1項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第1項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から第4項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イから二まで又は同条第2項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第14条の2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）


第14条の3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第14条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第4項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

- 
- 4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
 - 5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
 - 6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。



(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第10条第2項から第4項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第15条第3項及び前条第7項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第18条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3項中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第20条 削除

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第1編から第4編までの規定（同法第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第101条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。



第112条第1項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第112条第1項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第113条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第111条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第133条の3第1項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第151条第2項及び第231条の2第2項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第160条第1項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第160条第3項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第160条第4項	第2項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
第160条の2第1項	前条第2項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第160条の2第2項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第205条第3項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第215条第4項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第231条の3第2項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する



第261条第4項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第4条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第10条第1項から第4項まで、 第10条の2、第11条第2項第二号及び第3項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで並びに第2項第一号及び第二号並びに第18条第1項	配偶者特定関係者	特定関係者
第10条第1項、第10条の2並びに第12条第1項第一号及び第2項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。[第31条](#)において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第30条 第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第31条 第12条第1項若しくは第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。



(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 (令和元年6月26日法律第46号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日
(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(検討等)

第8条 政府は、附則第1条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第1条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年5月25日法律第52号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日
(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第509条の規定 公布の日

附 則 (令和5年5月19日法律第30号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第7条の規定 公布の日
- 二 第21条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号。附則第3条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日
(保護命令事件に係る経過措置)

第2条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第10条及び第10条の2の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第11条第2項及び第3項並びに第12条第1項及び第2項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第18条第1項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)



第3条 新法第14条の2から第14条の4までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第1条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第21条の規定の適用については、同条中「第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第101条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第205条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第87条の2の規定を除く。）を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第4条 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第30条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第8条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和5年6月14日法律第53号) 抄

この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第32章の規定及び第388条の規定 公布の日

二 第1条中民事執行法第22条第5号の改正規定、同法第25条の改正規定、同法第26条の改正規定、同法第29条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第91条第1項第三号の改正規定、同法第141条第1項第三号の改正規定、同法第181条第1項の改正規定、同条第4項の改正規定、同法第183条の改正規定、同法第189条の改正規定及び同法第193条第1項の改正規定、第12条、第33条、第34条、第36条及び第37条の規定、第42条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第39条第2項の改正規定、第45条の規定(民法第98条第2項及び第151条第4項の改正規定を除く。)、第47条中鉄道抵当法第41条の改正規定及び同法第43条第3項の改正規定、第48条及び第4章の規定、第88条中民事訴訟費用等に関する法律第2条の改正規定、第91条の規定、第185条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第12条第3項の改正規定、第198条の規定並びに第387条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和7年12月10日法律第84号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正 令和7年6月11日法律第24号

目次

- 第1章 総則(第1条－第4条)
- 第2章 基本方針等(第5条・第6条)
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)
 - 第2節 一般事業主行動計画(第8条－第18条)
 - 第3節 特定事業主行動計画(第19条)
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第20条・第21条)
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第22条－第29条)
- 第5章 雑則(第30条－第33条)
- 第6章 罰則(第34条－第39条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。


- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事せようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

二・三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第五号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



附 則（令和4年3月31日法律第12号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。）、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。）並びに第3条の規定（職業能力開発促進法第10条の3第一号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定（「第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日

（政令への委任）

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和4年6月17日法律第68号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等1部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第509条の規定 公布の日

附 則（令和7年6月11日法律第63号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条に1項を加える改正規定及び同法第38条第1項の改正規定（「及び第2項」を「第2項及び第4項」に改める部分に限る。）、第3条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第2項（見出しを含む。）の改正規定（「令和8年3月31日」を「令和18年3月31日」に改める部分に限る。）並びに第4条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第2条第1項の改正規定、同法第5条第2項第3号の改正規定及び同法附則第2条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条、第7条、第8条の2及び第16条の規定 公布の日
- 二 第1条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第4条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条の改正規定を除く。）並びに附則第6条の規定及び附則第13条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第47条の4の改正規定（「昭和41年法律第132号」の下に「第27条の3第1項、」を加える部分に限る。） 令和8年4月1日

（政令への委任）

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。



(検討)

第8条の2 政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）第2条第1項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第2条第3項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第2項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号

最終改正 令和7年6月1日法律第68号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 基本方針及び都道府県基本計画等（第7条・第8条）
- 第3章 女性相談支援センターによる支援等（第9条—第15条）
- 第4章 雑則（第16条—第22条）
- 第5章 罰則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の9第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。



- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第12条第1項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
 - 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
 - 6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
 - 7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
 - 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
 - 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。
(女性相談支援センターの所長による報告等)
- 第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。
- (女性相談支援員)
- 第11条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項（第四号から第六号までを除く。）並びに第22条第1項及び第2項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
 - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第14条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

(教育及び啓発)

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受け取ることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。



(調査研究の推進)

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第20条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第3号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第9条第3項第二号の一時保護（同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第1項第六号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その一分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
- 二 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日
- 二 附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第36条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和4年6月15日法律第66号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 附則第7条、第8条及び第17条の規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)

第16条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第17条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和4年6月17日法律第68号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。一 第五百9条の規定 公布の日

8 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律

令和5年6月23日法律第68号

(目的)

第1条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第3条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)


第4条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。



2 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第 10 条第 3 項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第 7 条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第 8 条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第 3 項から第 5 項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

第 9 条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

（知識の着実な普及等）

第 10 条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第 11 条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第 12 条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第 2 条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

9 用語解説

あ行	
アンコンシャス・バイアス	固定的な性別による役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みのこと
ICT (アイシーティー)	“Information and Communication Technology”の略で、情報通信技術のこと。従来から使われていたIT (Information Technology) に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉である。
インフラ	“infrastructure (インフラストラクチャー)”の略で、生活や産業等の経済活動を営む上で不可欠な社会基盤と位置づけられ、公共の福祉のため整備・提供される施設の総称である。
SDGs (エス・ディー・ジーズ)	平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。 これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
L字カーブ	日本の女性の正規雇用率を年齢階級別にグラフ化したとき、20代後半を山とし、その後は急激に低下するアルファベットのLのような形になることをいう。
エンパワーメント	力(パワー)をつけること。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつことを意味する。



か行	
カスタマーハラスメント	<p>顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為のこと。</p> <p>本来、顧客等からのクレームは、商品・サービスや接客態度等に対し不満等を訴えるもので、それ自体が問題とはいえず、業務改善や新たな商品開発等につながるものでもあるが、クレームの中には、過剰な要求を行ったり、商品・サービスに不当な言いがかりをつけたりするものもある。</p>
キャリア教育	<p>子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育である。</p>
キャリアパスポート	<p>小学校から高校までのキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを児童・生徒自身で記述し、蓄積した記録を振り返ることができる教材のこと。</p>
健康寿命	<p>健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。</p>
さ行	
ジェンダー	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。</p> <p>人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。</p> <p>「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。</p> <p>LGBT理解増進法では、ジェンダーアイデンティティを、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に関する意識」と定義している。</p>
ジェンダー・ギャップ指数（GGI）	<p>経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している。2025年の日本の総合スコアは0.666となっている。</p>
ジェンダード・イノベーション	<p>科学技術や政策の研究・開発において、生物学的性（Sex）と社会的・文化的性（Gender）に基づいた分析を行い、その視点を取り入れることによって、新たな価値や革新を創出する概念で、性差による問題を多様な視点で性差分析に取り組む動きのこと。</p>
出生率	<p>令和5年10月1日現在の人口を基に人口千人当たりの出生数で算出している。</p> <p>出生率 = 出生数 ÷ 人口 × 1,000</p>

さ行	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	平成27(2015)年8月に成立。働くことを希望する女性が、職業生活において、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国及び地方公共団体が必要な施策を策定し、実施することに加え、事業主が、女性の採用や教育訓練、昇進等の機会の積極的な提供、職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備等の取組を、自ら実施することを促すための新たな枠組みが設けられている。
ストーカー	特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情、その感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情により、特定の者またはその家族等に対し、つきまとい、まちぶせ、押しかけや無言電話等の迷惑行為を繰り返す者のこと。
性的マイノリティ (LGBT)	身体の性と心の性が一致しており、恋愛対象が異性である人が多数者であることに対して、そうではない人。LGBTという言葉で表すことがある(L=レズビアン(女性同性愛者)、G=ゲイ(男性同性愛者)、B=バイセクシュアル(両性愛)、T=トランスジェンダー(性同一性障害等の性的違和))が、それ以外の表記で表すこともあり、アセクシュアル(無性愛者)、クエスチョニング(性自認や性的指向が明確でなく揺れ動いている人)等4つのカテゴリー以外の人々も存在する。
セクシュアルハラスメント (セクハラ)	相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、または、相手方の生活環境を害することをいう。行為を受けた人が嫌悪を感じたかどうかが決め手となる。いわゆる、暴力、脅迫がなくても、地位や権力を利用した性的な行為は該当し、職場のみならず、学校においても同様である。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、猥褻な写真の掲示等様々なものが含まれる。
た行	
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11(1999)年6月23日公布、施行された。



た行	
地域包括ケアシステム	<p>重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制のこと。</p>
デジタルリテラシー	<p>活用されているデジタル技術に関する知識があること、デジタル技術を活用する方法を知っていること。</p>
DV〔ドメスティック・バイオレンス〕（配偶者等からの暴力）・デートDV	<p>配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のことをいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さない等）、社会的暴力（交友の制限等）も含まれる。また、交際中の異性に対するものをデートDVという。</p>
は行	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）	<p>配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的とし、平成13（2001）年に公布、施行された。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律である。</p>
ハラスメント	<p>相手に嫌がらせを行うことであり、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。</p> <p>職場でのパワーハラスメントは、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素をすべて満たすものをいう。</p>
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となる。</p>

参考資料



ま行	
マタニティハラスメント (マタハラ)	<p>職場において、妊娠・出産した人に対し、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行うこと。</p> <p>平成28(2016)年3月に男女雇用機会均等法が改正され、マタハラ防止措置義務が新設され、平成29(2017)年1月1日から施行された。</p>
メタボリックシンドローム	<p>「内臓脂肪型肥満」に加え、「血圧高値」、「高血糖」、「脂質異常」のうち2つ以上該当する状態、また、予備群は1つ以上該当する状態をいう。</p>
ら行	
ライフステージ	<p>人の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期等に区切ったそれぞれの段階のこと。</p>
リ・スキリング (リスキリング)	<p>新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキル的大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する/させること。</p>
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	<p>女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指す。このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。</p> <p>1994年にカイロで開かれた国際人口開発会議において、「女性自らが妊孕性(にんようせい;妊娠する能力)を調節できること」、「すべての女性において安全な妊娠と出産が享受できること」、「すべての新生児が健全な小児期を享受できること」、「性感染症の恐れなしに性的関係が持てること」の4つを基本とした「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念が提唱された。</p>
6次産業	<p>1次産業としての農林水産業と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物をはじめとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。</p>
わ行	
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	<p>一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいう。</p>

10 各種相談窓口

相談内容	相談窓口	相談電話番号
配偶者等による暴力に関する相談	山口県男女共同参画センター (配偶者暴力相談支援センター)	083-901-1122 (#8008) (県) 受付時間： 平日 午前8時30分～午後10時 土曜日・日曜日 午前9時～午後6時 (祝日・年末年始12月29日～1月3日を除く)
	性暴力被害の相談ダイヤル 【あさがお】	#8891 (083-902-0889) (県) 24時間受付
	DVホットライン (緊急用)	0120-238122 (県) 受付時間： 平日 午前8時30分～午後10時 土曜日・日曜日 午前9時～午後6時 (祝日・年末年始12月29日～1月3日を除く)
	周防大島町 政策企画課 地域振興班	0820-74-1007 (町)
性犯罪被害に関する相談	レディース・サポート110	083-932-7830 (県) 0120-37-8387 (県)
母子家庭等の就職に関する相談	母子家庭等就業・自立支援センター	083-923-2490 (県)
労働問題に関する相談	労働ほっとライン	083-933-3232 (県)
男女共同参画全般に関する相談	周防大島町 政策企画課 地域振興班	0820-74-1007 (町)
介護サービスに関する相談	周防大島町 介護保険課 介護保険班	0820-73-5503 (町)
健康に関する相談	周防大島町 健康増進課 健康づくり班	0820-73-5504 (町)
育児に関する相談	周防大島町 福祉課 こども家庭班	0820-77-5508 (町)

**すおうおおしま男女共同参画プラン
～周防大島町男女共同参画基本計画～**

発行年月 令和8(2026)年3月

発行 周防大島町

編集 周防大島町 総務部 政策企画課

〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松 126 番地 2

Tel 0820-74-1007 Fax 0820-74-1015

E-mail seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp

